

先進国林業協力
実態調査報告書

昭和53年4月

国際協力事業団



9
B
D

JICA LIBRARY



1036618[5]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3 22	909
登録No. 01335	88
	FDD

は じ め に

多くの開発途上国は、農林業等の一次産業に大きく依存する経済社会機構を有し、その発展のための適切な開発の方策を求めている現状にある。このような開発途上国に対する協力分野の中でも、森林資源の適切な利用・造成を図るための林業協力は重要な役割を果たすものと考えられる。しかしながら、我が国の林業分野における協力は近年ようやく緒についたばかりであり、協力のあり方等については、なお「他山の石」を参考として検討すべき多くの課題を有している。

このような状況のもとで、さらに効果的な協力のあり方を探求することを目的として先進国の林業協力の実態を調査するため、このたび当事業団は、英・仏両国、また多国間援助の中核機関となっているF A O及び、被援助国の一つとしてのカメルーン国に調査団を派遣した。

本報告はその調査の結果をとりまとめたものである。本調査は巾広い視野から行われており、林業分野の関係者に対しては勿論、広く国際協力事業にたずさわられる方々の参考資料としても役立つことを期待しうるものと確信する。

最後に、本調査にあたたかい協力をいただいた関係各国、国際機関の関係各位、我が国の関係省庁の方々、ならびに調査団員各位に心より感謝の意を表するものである。

昭和53年4月

国際協力事業団
総裁 法眼晋作

目 次

1	調査の目的と日程	1
1-1	調査の目的	1
1-2	調査日程	1
1-3	調査団の構成	3
1-4	訪問先および主な面会者一覧表	4
2	フランスの林業海外援助の現況と特徴	7
2-1	海外援助の一般概況	7
2-1-1	主要援助機関と援助対象国	7
2-1-2	主要援助実施機関	9
(1)	経済協力中央金庫	10
(2)	その他機関	10
2-1-3	援助実施の一般的手続	10
2-1-4	総援助額と政府、民間別援助額の推移	10
2-1-5	政府援助の年次別動向	12
(1)	総額の動向	12
(2)	2国間および多国間援助別動向	12
(3)	贈与および貸付別動向	13
(4)	被援助地域別動向	14
2-1-6	フランス圏アフリカ諸国への援助	15
2-2	林業における海外援助の現況	16
2-2-1	海外協力省の援助	17
2-2-2	熱帯林業技術センターの援助	18
2-2-3	その他機関の援助	21
2-3	フランスにおける海外援助の特徴	22
3	英国における林業海外援助の現況と特徴	24
3-1	海外援助の一般概況	24
3-1-1	海外援助の基本方針と歴史	24
3-1-2	海外援助の体制・組織	24
(1)	海外開発省	24
(2)	関連機関	26
3-1-3	海外援助予算	27
3-1-4	技術協力と専門家派遣等	35
3-2	林業における海外援助の現況	36

3-2-1	林業における海外援助の現況	36
(1)	林業海外援助の現況, 対象国	36
(2)	国別林業関係援助の現況	36
(3)	林業プロジェクトの推進に必要な専門家派遣の問題点と対応	38
3-2-2	林業関係海外援助関連機関の現況	38
(1)	英連邦林業研究所	39
(2)	熱帯産品研究所	40
3-3	英国の海外援助の特徴	40
3-3-1	英連邦中心の援助体制	40
3-3-2	援助政策の計画と対象国別援助政策の確立	42
3-3-3	援助体制の一元化	43
3-3-4	現地要望と密着した技術援助	43
3-3-5	派遣専門家確保策	44
3-3-6	6 機材供与方式	44
4.	現地における林業協力の現状(カメルーンの場合)	45
4-1	カメルーン国の概要	45
4-1-1	位置と地勢	45
4-1-2	気 候	45
4-1-3	社会経済一般	46
4-2	海外からの公的援助	50
4-2-1	多国間援助の概要	51
4-2-2	二国間援助の概要	52
(1)	フランスの援助	52
(2)	その他の国の援助	55
4-3	カメルーンの森林・林業	56
4-3-1	森林の概要	56
4-3-2	林業の概要	58
4-3-3	林業政策と林業機構	59
4-4	林業における援助受入れの態様	62
4-5	マンゴンベ試験林の現況と今後	64
4-5-1	試験林設定の意義と設定までの経過	64
4-5-2	造林試験の概要	64
(1)	地形土壌調査	64
(2)	造林試験	66
(3)	試験の経過と今後	66

5. F A Oによる林業協力の実態	67
5-1 近年の援助要請の特徴と林業開発	67
5-2 F A Oの役割と協力のあり方	68
5-3 林業協力の特殊性	68
6. 団長所見	69
6-1 援助政策	69
6-2 援助組織	69
6-3 援助内容	69
6-4 専門家群の形成と派遣体制	70
6-5 被援助国の動向	70

1 調査の目的と目標

1-1 調査の目的

わが国に対する開発途上国の林業分野の技術協力要請は年々その規模を拡大するとともに内容も多様化しているが、この分野における日本の協力が本格化したのは数年前のことであり、被援助国の要請に十分対応できるシステムを完成するためには、さらに効果的、効率的な協力のあり方を追求し、制度の充実等を積極的に推進する必要があると考えられる。

このような情勢から国際協力事業団は昭和49年度以来、西ドイツ・米国・カナダ等欧米諸国による技術協力事業について農業を中心にその実態調査を進めてきたところである。

今回の調査は、林業分野の技術協力を中心に、先進援助供与国の協力実態を調べ、わが国の開発途上国に対する協力の効果的な推進に資することを目的とするもので、援助供与国としては、開発途上地域の大部分を植民地としていた歴史的な背景から、今なおこの地域と密接な関係にある英国とフランスを選んで、その協力事業の現況を本国政府関係機関において聴取り調査するとともに、被援助国としては、一般的にヨーロッパとの結びつきが強いアフリカ諸国の中からこの大陸有数の森林国であるカメルーン共和国を選び、この国に対してフランス等の行なっている林業協力の実態を現地調査したものである。

1-2 調査日程

日順	月日	曜	日	程	宿泊地
1	10.30	日	東京発 (JL443)	ロンドン着	ロンドン
2	31	月	午前	在英日本大使館にて丹羽書記官と打合せ	ロンドン
			午後	政府刊行物センターにて資料収集	
3	11.1	火	午前	海外開発省訪問 (A)	ロンドン
			午後	熱帯産品研究所表敬 (B)	
4	2	水	午前	英連邦林業研究所訪問 (C)	ロンドン
			午後	熱帯産品研究所、産業開発部訪問 (D)	
5	3	木	午前	ロンドン→エディンバラ	エディンバラ
			午後	林業委員会および北部林業試験場訪問 (E)	
6	4	金	午前	エディンバラ発 (AQ432)	パリ着
			午後	在仏大使館にて神足団長と合流し村田書記官と打合せ	パリ
7	5	土	}	資料整理、調査団員打合せ	パリ
8	6	日			パリ

日順	月 日	曜	日 程	宿泊地
9	11. 7	月	午前 資料収集, 大使館にて打合せ 午後 農産開発局訪問 (F)	パリ
10	8	火	午前 海外協力省訪問 (G) 午後 熱帯林業研究所訪問 (H)	パリ
11	9	水	午前 経済協力中央金庫訪問 (I) 午後 資料収集・整理	パリ
12	10	木	午前 パリ発 (TW810) ローマ着 午後 FAO, 渡辺・津木氏らと打合せ	ローマ
13	11	金	午前 FAO林業部訪問 (J) 午後 ローマ発 (AZ320) パリ着	
14	12	土	パリ発 (UY071) ドウアラ着 (橋本団員はローマより帰国)	ドウアラ
15	13	日	資料整理	ドウアラ
16	14	月	午前 林業研究所表敬 (K) 午後 在ガボン日本大使館鈴木書記官およびJETROドウアラ駐在員堤氏との打合せ	ドウアラ
17	15	火	午前 ドウアラ → ヤウンデ UNDP在カメルーン代表駐在員訪問 (L) 午後 外務省 (M), 農業省 (N) 表敬	ヤウンデ
18	16	水	午前 資料整理 午後 経済計画省産業局長表敬 (O)	ヤウンデ
19	17	木	午前 第1班 (神足・野村) 国 第2班 (小沢・長塚) 英国人専門家と意見交換 (Q) 午後 ヤウンデ → ドウアラ	ドウアラ
20	18	金	エディア造林地の視察 (R) (神足団長はドウアラ→ジュネーブ)	
21	19	土	ドウアラ発 (UT766) パリ着 (神足団長はジュネーブ国連代表部にて打合せ)	パリ
22	20	日	パリ発 (JL440)	機中泊
23	21	月	東京着 (団長はJL404にて, 21日ジュネーブ発 22日東京着)	

注：表中のA～Rは1～4の訪問先および主な面会者一覧表の各項と対応する。

1-3 調査団の構成

氏名	担当業務	所属
神足勝浩	団長（総括）	国際協力事業団参与
小沢普照	林業政策	林野庁計画課総括課長補佐
野村勇	林業経済	林業試験場経営部経営第1科長
橋本智	技術協力	農林省国際協力課海外技術協力官
長塚耀一	業務調整	国際協力事業団林業開発課

1-4 訪問先および主な面会者一覧表

- (A) Ministry of Overseas Development (海外開発省)
1. Mr. J. Wyatt-Smith, Principal Forestry Adviser
 2. Mr. D. F. Davidson, Forestry Adviser
 3. Mr. G. Gwyer, Asst. Natural Resources Economics Adviser
 4. Mr. J. D. Aitkin, Development Co-ordination Dept.
 5. Mr. M. J. Hebblethwaite, Asst. Natural Resources Economics Adviser
- (B) Tropical Products Institute (熱帯産品研究所)
- Dr. E. M. Thain, Deputy Director
- (C) Commonwealth Forestry Institute (英連邦林業研究所)
1. Dr. J. L. Harley, Professor of Forest Science
 2. Mr. R. H. Kemp, (research officer, tropical silviculture)
 3. Mr. J. F. Hughes, (lecturer, wood structure)
 4. Mr. P. J. Stewart, (lecturer, forest economics)
- (D) Tropical Products Institute Industrial Development (熱帯産品研究所, 産業開発部)
1. Mr. D. Adair, Assistant Director, Head of Industrial Development Dept.
 2. Mr. A. E. Chittenden, Head of Forest Products & Fuel Technology Section
- (E) Forestry Commission, Northern Research Station (林業委員会及び北部林業試験場)
1. Mr. Gerald Perry, Principal, Secretariat, F. C.
 2. Mr. R. Faulkner, Head of Genetics Branch, N. R. S.
 3. Mr. M. P. Coutts, Head of Hysiology Branch, N. R. S.
- フランス
- (F) Bureau pour le Développement de la Production Agricole (農産開発局)
1. M. Yves J affrezic, Directeur Général, B. D. P. A.
 2. M. Robert Morel, Directeur Technique du B. D. P. A.
 3. M. Michel Pirard, Ingénieur Agronome I. N. A.

(G) Ministère de la Cooperation (海外協力省)

1. M. Henri Lefébure, Chef du Bureau de la Sylviculture,
Suos-Direction du Développement Rural
2. M. Jean Huet, Inspecteur Général des Eaux et Forêts,
Mission d'Inspection Générale de la Coopération Technique,
Ministère de l'Agriculture
3. M. Michelle Thomas, Chargée de Mission au bureau des Financements
Extérieure à la Sous-Direction des Financements, Ministère de la
cooperation

(H) Centre Technique Forestier Tropical (熱帯林業研究所)

1. M. Groulez, Directeur Général Adjoint
2. M. Jean-Charles Devois, Secrétaire Général

(I) Caisse Centrale de Cooperation Economique (経済協力中央金庫)

1. M. Vallet, Chargé de la Division Géographique II,
Direction des Financements a l'Etranger
2. M. Bailliez, Division du Developpement Rural,
Direction du Developpement

F. A. O.

1. Dr. Louis Huguet, Director of Forest Resources Division,
Forestry Department
2. Mr. Prats-Llaurado, Director of Operation Service,
Forestry Department
3. Mr. H. Reichardt, Senior Operations Officer,
Forestry Department

カメルーン

(K) Centre des Recherches Forestières (林業研究所)

Mr. A. M. Maimo, Chief of Center for Forestry Research

- (L) U. N. D. P. / F. A. O. カメルーン事務所
Mr. Bocar Ly, Senior Agricultural Advisor, FAO representative
- (M) Ministère des Affaires Etrangères (外務省)
1. M. Joseph Oyono Nkudu, Secretary General
2. M. Amek Kotoko, Chief, Service de Afric et Asia
- (N) Ministère de l'Agriculture (農業省)
M. J. C. Awunti, Vice Minister of Agriculture
- (O) Ministère de l'Economie et du Plan (経済計画省)
M. Edouard Nomo-Ongolo, Directeur de l'Industrie
- (P) Fonds National Forestier et Piscicole (国家水産林業基金)
M. Yon Marcel, Directeur Adjoint
- (Q) Ecole Nationale Supérieure Agronomique (国立農業経済大学)
Dr. R. G. Lowe, Senior Lecturer
- (R) Centre des Recherches Forestières Station d'Edea (林業研究所エデア試験地)
1. M. Dounou Tchato, Agronomist
2. M. Owona Marcel, C. R. F. Station d'Edea

2. フランスの林業海外援助の現況と特徴

2-1 海外援助の一般概況

フランスにおける一般の海外援助の現況について特徴的にふれると以下のとおりである。

2-1-1) 主要援助機関と援助対象国

同国の海外援助機関は第2-1図にみられるごとく、海外協力省 (Ministère de la Cooperation), 海外圏領土省 (Ministère des Départements et des Territoires d'outre-mer), 経済大蔵省 (Ministère de l'Économie et des Finances), 外務省 (Ministère des Affaires Étrangères) といった主要所管機関以外に農業省 (Département de l'Agriculture), 文部省 (Ministère de l'Éducation Nationale) 等々と多数存在しており、単一ではない。

しかもおしなべて所管機関別に担当援助国が分れている。これについて上述の主要援助機関についてみると (第2-1図参照)。

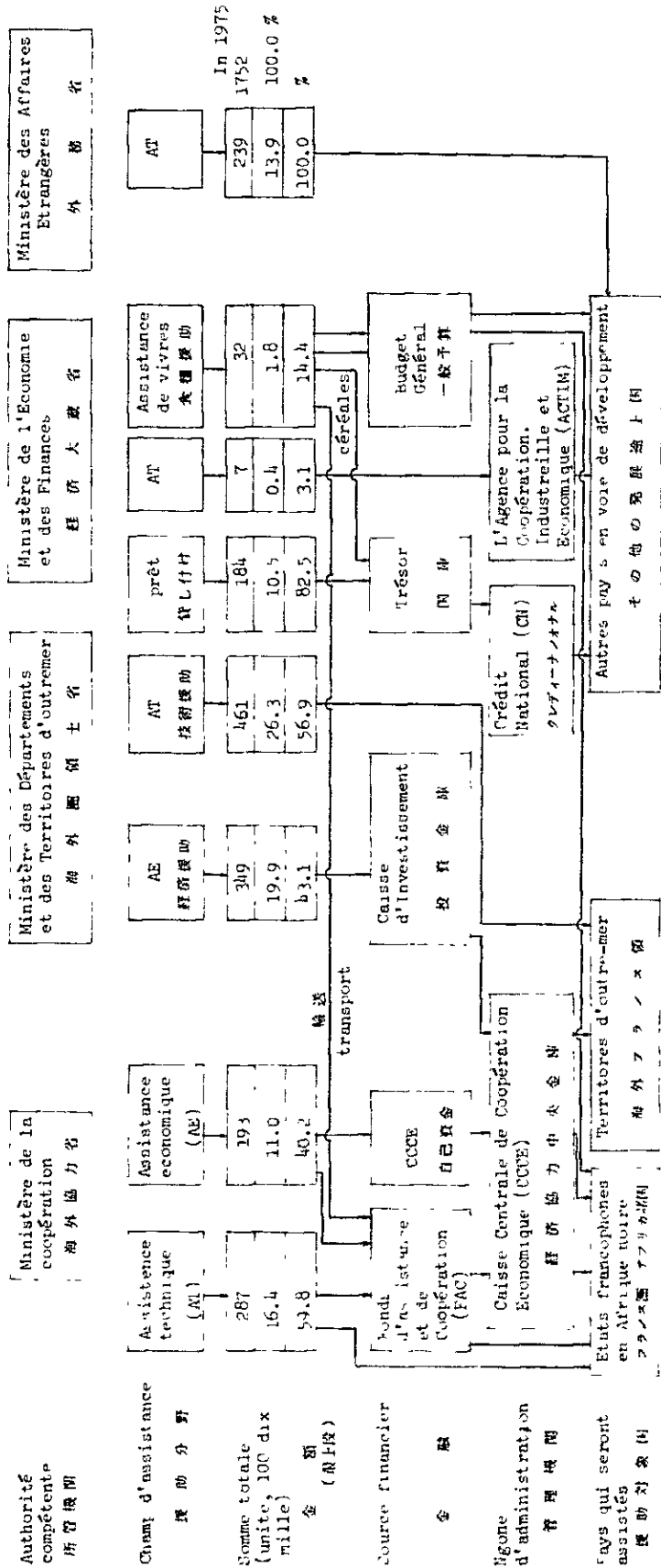
① 海外協力省は、主としてサハラ以南の旧フランス領諸国 (オートボルタ, カメルーン, ガボン, ギニア, コンゴ, セネガル, コートジボアール, ダオメ, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, マリ, モーリタニアにマダカスカルを含む) に加え、ザイール, ブルンディ, ルワンダ, モーリシャスの合計19カ国に対しておこなう2国間援助 l'aide bilatérale (技術および経済援助) を担当する。

② 海外圏領土省 (Ministère des Départements et des Territoires d'outre-mer) は文字通りフランス海外圏領土, すなわちウアリス・エ・フツナ (Wallis et Futuna), オーストラル諸島 (Îles Françaises Australes), カイエンヌ (Cayenne), ガンビエ諸島 (Îles Gambier), ギアナ (Guyana), グアドループ島 (la Guadeloupe), コモロ諸島 (Îles Comores), サン・ピエール・エ・ミクロン (Saint-Pierre-et-Miquelon), ジブチ (Djibouti), ソシエテ諸島 (Îles de la Société), ソマリ海岸 (Côte des Somalis), タヒチ島 (Île de Tahiti), ツアモツ諸島 (Îles Tuamotu), 南方および南極地域 (Terres australes et antarctiques), ニュー・カレドニア島 (la Nouvelle-Calédonie), ニュー・ヘブリジズ諸島 (Îles Nouvelles-Hébrides, 英仏共有), ノーメア (Nouméa), マルキーズ諸島 (Îles Marquises), マルチニーク島 (Île de la Martinique) およびレユニオン島 (Île de la Réunion) への援助, 主として2国間援助 (経済および技術) を担当している。

③ 経済大蔵省 (Ministère de l'Économie et des Finances) は, フランス圏アフリカ諸国および海外フランス領に対しても援助をおこなっているが,

第1図 フランスの海外援助の概況

Le Mécanisme de la Coopération et l'assistance en France pour les pays étrangers



主として、その他の発展途上国への援助を担当している。

その援助のタイプは、主として2国間援助として援助を行なっているが、一方、欧州開発基金、世銀およびアジア開発銀行等の地域開発銀行に対しては多国間援助（l' Aide Multilatérale）として援助活動を遂行している。

④ 外務省（Ministere des Affaires Etrangeres）は、主として、フランス圏アフリカ諸国および海外フランス領以外のその他の発展途上国を対象に、主として2国間援助の形で援助をおこなっているが、しかし同時に国際機関を対象にして多国間援助を行なっている。

⑤ 以上の各省以外に多くの各省、すなわち、農業省、文務省、社会省、設備・住宅省、内務省、郵政省および青年・スポーツ省等が、それぞれの専門分野で、2国間の技術援助を中心とした援助を担当している。

これらの各省それぞれの援助規模は既述の主要援助機関に対比しておしなべて小さいが、しかし全体として纏めると第2-1表にみられるごとくそのウエイトは決して小さいものではない（このように表現がいささか曖昧になっているのは省別の内容が必ずしもここでの論述に対して適確なものになっていないからである。しかし既述の表現で「その他の省」に入れていた文務省の高いウエイトをみても理解されると考える）。

第2-1表 省庁別援助当初予算

（単位：100万フラン）

援助種別、省庁別		1973	1974	1975	
二 国 間 援 助	海外協力省	1,469.4	1,680.5	1,836.0	27.3%
	海外圏領土省	632.2	738.6	622.3	9.2
	外務省	775.0	844.6	799.1	11.9
	文務省	1,085.3	1,619.5	1,819.6	27.0
	その他の省	1,701.4	1,667.2	1,657.3	24.6
	小計	5,663.4	6,550.4	6,735.3	89.7
多国間援助		728.5	731.0	770.0	10.3
合計		6,391.9	7,281.4	7,505.3	100.0
総予算に占める援助予算(%)		31.3	30.7	28.2	

2-2-2) 主要援助実施機関

主要援助機関について前述のとおりであるが、その機関のもとで実際に援助を実施する機関は非常に数が多い。

これらについてこれまでわが国において詳細なレポートがでているので詳細はそ

れにゆずりここではごく概説するにとどめる。

(1) 経済協力中央金庫 (La Caisse Central de Cooperation Economique, C C C E と略称する)

第2-1図をみても知られるように、C C C E はフランスの海外援助の公的実施機関として中心的なウエイトをもっている。

C C C E は、自己の勘定と権限とによって、借款、中長期債割引および資本参加をおこなうほかに、海外領土経済社会開発投資基金 (F I D E S)、海外県投資基金 (F I D O M)、援助協力基金 (F A C)、および E E C の欧州開発基金 (F E D) による援助を政府に代って実施している。

以上のような投融資援助活動のほか技術協力もおこなっているが、それは主に C C C E の職員を臨時ミッションあるいは一定期間の派遣員として要請のあった国に派遣して、主に金融サービス機能の向上と管理部門の中堅職員の指導などにあたっている。

(2) その他の機関

上述のごとくフランスにはきわめて多くの援助実施関連機関があるが、前述の C C C E 以外にも、海外協力省管轄のものとして、海外科学・技術研究所 (O R S T O M)、熱帯畜産・獣医学研究所 (I E M V T)、郵便・通信海外中央研究所 (B E T O M)、熱帯農業研究所 (I R A T)、さらに熱帯林業技術センター (C T F T) 等がある。

このほか各省関係の各種研修センターがあるが、その主なるものとして技術・工業・経済協力会 (A C T I M) と国際留学・研修センター (C I E S) とがある。

前者の A C T I M は、経済大蔵省の主管で、スタッフは約 190 人ほどであり、主として鉱工業分野の人材養成にあたっている。

また、後者の C I E S は、海外協力省と外務省との共管で主として文化、教育、行政および医療等の分野における人材育成にあたっている。

2-1-3) 援助実施の一般的手続

既述のような数多くの海外援助機関と実施機関をもっているフランスの海外援助は如何なる手続をもって開始され、そして計画され、実施されるのであろうか。

おそらく実態としてはそれこそ千差万別であるともいえるが、原則的なものとしては、要請国から在フランス大使館を通じて関連援助機関への援助要請がおこなわれ、それにもとづいて関連援助機関を中心としての検討と審議がおこなわれ、そして実施にうつされていくものといえる。

2-1-4) 総援助額と政府、民間別援助額の推移

フランスの対外援助額の年次別推移をみると第2-2表のとおりである。

これをフランで見ると 1971 年の 90 億 1,800 万フランから逐年増加し、1975 年には 169 億 300 万フランとなっている。すなわち 1971 年を 100.0

として、1975年には187.4と約87%増となっている（この間の物価上昇分を考えると実質としてはかなり割引かなくてはならないが）。

また、これを総国民生産額に占める割合においてみると、1975年には前年よりもいくぶん減少したが1971年以降の全体的な傾向としては漸増傾向を辿ってきているといえる。

つぎに援助額を政府と民間援助とに分けてみると、第2-3表のとおりである。

第2-2表 フランスの対外総援助額の年次別推移

(単位：100万)

年	項目	総 援 助 額		
		金 額		総国民生産額 中に占める割 割
		フ ラ ン	ド ル	
1971		9,018.2	1,623.5	1.00%
1972		10,551.6	2,082.1	1.06
1973		12,508.0	2,800.1	1.10
1974		16,188.7	3,362.3	1.22
1975		16,902.9	3,943.6	1.16

註) Organisation de Cooperation et de Developpement
Economiques, Comite D'Aide au Developpement.
Examen annuel de laide 1976
Memorandum de la France により引用

第2-3表 政府、民間別援助額の推移

(単位：100万)

援助の種類	年 金額	1973		1974		1975	
		フラン	ドル	フラン	ドル	フラン	ドル
政府援助		6,648.7	1,488.4	7,772.8	1,614.4	8,969.2	2,092.6
その他の政府部門援助		346.0	77.4	916.3	190.3	1,430.3	333.7
民間援助		5,513.4	1,234.3	7,497.6	1,557.2	6,503.4	1,517.3
総計		12,508.1	2,800.1	16,186.7	3,361.9	16,902.9	3,953.6

註) 引用文献は前表に同じ、以下ことわりのない場合には引用文献は同じである。

参考のために1975年を例にとってみると、政府援助額は89億6,900万フランで同年の総援助額の53.1%、これにその他の政府部門援助額14億3,000万

フランの8.5%を加えると61.6%と過半となり、これに対して同年の民間援助額は65億300万フランで全体の38.4%を占めることになっている。このように総援助額の内容をみると政府ならびにその関連部門のものが多いたことが知られる。

そこで以下、政府援助をとりあげて、その総額、および内容(2国間、多国間援助別、贈与と貸付別、援助地域別)の年次別動向についてふれる。

2-1-5) 政府援助の年次別推移

(1) 総額の動向

政府援助額の年次別推移は第2-4表にみられるごとく既述の全体的動向と同じ傾向としては漸増してきており、1971年の59億7,200万フランを100.0とすると1973年には111.3、そして1975年には152.2となっている。

第2-4表 政府援助額の年次別推移

年	政府援助額	
	金額 100万フラン	%
1971	5,971.9	100.0
1972	6,754.4	113.1
1973	6,648.7	111.3
1974	7,772.8	130.2
1975	9,091.6	152.2

(2) 2国間および多国間援助別動向

つぎに2国間および多国間援助別に政府援助の年次別推移をみると、第2-5表のごとく各年とも両者の比はほぼ一定で、2国間援助額が総政府援助額の約86%前後、そして多国間援助額が14%前後となっている。このように政府援助の内容を2国間および多国間援助別にみると圧倒的に2国間援助が多いことが知られる。

第2-5表 2国間および多国間援助別政府援助額

(単位: 100万ドル)

政府援助の種類	1973		1974		1975	
	金額	%	金額	%	金額	%
2国間援助	1,294.3	87.0	1,387.7	86.0	1,800.8	86.0
多国間援助	194.1	13.0	226.7	14.0	303.9	14.0
合計	1,488.4	100.0	1,614.4	100.0	2,104.7	100.0
総国民生産額に占める多国間援助		0.08		0.08		0.09

(3) 贈与および貸付別動向

政府援助を贈与 (Dons) と貸付・長期公債信用 (Pret et Crédits de Consolidation, いずれも形は相違しているが貸付と考えられるので以下貸付という) 別にみると, 第2-6表にみられるごとく, 贈与の形態での援助額の割

第2-6表 贈与および貸付別政府援助の動向

贈与と貸付		1973	1974	1975
贈 与	2 国 間	(721)	(74.0)	(737)
	多 国 間	(13.0)	(14.0)	(14.5)
	合 計	(85.1)	88.0	88.2
貸付と長期公債信用		14.9	12.0	11.8

合が最近の動向として漸次増加をみせている。すなわち1973年の85.1%から1975年には88.2%と増加している。しかもこれを2国間および多国間援助別にみると, 既述の援助総額の動向によっても知られるようにこの場合にも2国間援助額の割合が72~74%と圧倒的に高いが, それでも傾向として多国間援助の割合が少しずつではあるが増大していることは注目されるべきである。というのは最近, 被援助国側に特定国の紐帯関係の付かない多国間援助を望む声がおきているからである。

以上のような贈与援助の動向に対して, 貸付援助割合は当然のことながら漸減傾向を辿り, 1973年の14.9%から, 1975年には11.8%と減少を示している。

なお, 中心を占める2国間援助をとりあげて, そしてこれも主体を占める贈与援助について, より具体的に1975年についてふれると(他の年次についても

第2-7表 政府2国間援助の推移

(単位: 100万)

援助内容 項目	1973			1974			1975			
	フラン	ドル	%	フラン	ドル	%	フラン	ドル	%	
贈 与	技術・文化協力	3,061.7	685.4	53.0	3,528.2	732.8	52.8	4,230.2	987.1	55.2
	設 備	997.5	223.3	17.2	1,187.0	242.9	17.7	1,287.5	300.3	16.8
	経済・財政援助	734.4	164.4	12.7	1,013.7	210.5	15.2	1,088.4	253.9	14.2
	合 計	4,793.7	1,073.1	82.9	5,728.9	1,189.5	85.7	6,601.1	1,541.3	86.2
貸 付 け	827.3	185.2	14.3	832.3	172.9	12.5	986.9	230.2	12.8	
長 期 公 債 信 用	160.6	35.9	2.8	120.3	25.0	1.8	73.8	17.2	1.0	
総 計	5,781.6	1,294.2	100.0	6,681.5	1,387.7	100.0	7,666.8	1,788.7	100.0	

大差はない), 同年の贈与援助額は2国間援助総額76億6,600万フランを100.0とすると, 86.2となっている。そしてこの内訳をみると, 技術・文化協力(Cooperation technique et culturelle)が55.2, 設備(Equipment)が16.8, 経済・財政援助(Soutien économique et financier)が14.2となっており, このように技術・文化協力が最も大きく, 贈与総額の86.2を100.0としてみると64.0を占めている。

(4) 被援助地域別動向

援助の中心を占める政府援助の被援助地域別動向についてふれる前に, これまで紹介しておかなかったので総援助額の被援助地域別動向(1973年以降1975年に至る)についてみておくと(第2-8表), 以下のことがいえる。

第2-8表 総援助金額の被援助地域別動向

(単位: 100万ドル)

地域 項目	1973		1974		1975	
	金額	%	金額	%	金額	%
フランス圏アフリカ諸国	5839	22.4	497.7	15.9	6449	17.7
海外フランス領	645.3	24.8	726.5	23.2	976.8	26.8
北部アフリカ	201.3	7.7	214.2	6.8	579.6	15.9
その他諸国	1,162.2	44.7	1,684.4	53.7	1,423.2	39.1
不明	10.0	0.4	12.5	0.4	15.2	0.5
	2,602.7	100.0	3,135.2	100.0	3,639.7	100.0

第1に, 全体として, その他諸国への援助が最も高く, ついで海外フランス領, フランス圏アフリカ諸国, そして北部アフリカという順となっている。

第2に, しかし, 傾向としては北部アフリカへの援助は増加してきているように思われる(資料が少ないので確定的にはいえないが),

次に, 政府援助, それも既述のごとくそこでの中心を占める2国間援助についてみると(第2-9表参照), 総額の場合とはかなり様相を異にした実態がみられる。

第1に, 地域別援助割合は年次別にみて大きな変動はない。

これは, 総額においてみられた年次別の変化は多国間援助の変動に起因していると考えられる。

第2に, 地域別援助額の配分状況をみると, 海外フランス領への援助が最も高く, ついでフランス圏アフリカ諸国, その他諸国, そして北部アフリカとなっている。これをより具体的に示すために1975年をとって政府2国間援助額(同年の政府援助総額のうち85.5を占める)を100.0としてみると, 海外フラン

ス領は45.3, フランス圏アフリカ諸国は26.0, その他諸国は16.0, そして北部アフリカは12.7となっている。

このように, フランスの対外援助において主体を占める, そして援助国と被援助国との紐帯関係の強い(また強くする可能性のある)2国間援助についてみると, 時間的変化なしに, 特定国, より明白に言えば海外フランス領ならびに旧フランス植民地諸国に強く傾斜し, 集中していることが知られる。

第2-9表 政府援助の被援助地域別動向

(単位: 100万ドル)

援助別	地域	年 項目	1973		1974		1975	
			金額	%	金額	%	金額	%
政府の二国間援助	フランス圏アフリカ諸国		341.8	22.9	374.7	23.2	464.8	22.2
	海外フランス領		562.7	37.9	650.8	37.5	809.6	38.7
	北部アフリカ		156.5	10.5	136.6	8.5	228.6	10.9
	その他諸国		229.9	15.4	270.6	16.7	285.7	13.7
	不明		3.3	0.3	—	—	—	—
	合計		1,294.3	87.0	1,387.7	85.9	1,788.7	85.5
政府の多国間援助			194.1	13.0	226.7	14.1	303.9	14.5
総計			1,488.4	100.0	1,614.4	100.0	2,092.6	100.0

2-1-6) フランス圏アフリカ諸国への援助

今回の調査では現地調査国としてアフリカのカメルーンを選んだので, ここではとくに同国を含むフランス圏アフリカ諸国への援助の実状についてふれておきたい。

その内容については第2-10表のとおりであるが, 以下1975年をとりあげて若干の説明をおこなってみる。

同年における総援助額は27億6,400万フランであるが, これを100.0とすると, 政府による贈与額が67.3, 貸付額が4.8, したがってこれを合計した72.1と大部分が政府援助額となっている。

なお, 政府贈与額18億6,000万フランを100.0としてその内訳をみると, 技術・文化援助が66.1, 設備援助が23.7, そして経済・財政援助が10.2となっており, 技術・文化援助が過半を占めている。

また, 民間援助は同年の総援助額のうち30.1となっている。

第2-10表 フランス圏アフリカ諸国への援助

(単位: 100万)

援助内容	年 金額	1973		1974		1975	
		フラン	ドル	フラン	ドル	フラン	ドル
政 設 備		359.5	80.5	473.2	98.3	441.6	103.0
府 技術・文化協力		903.5	202.2	972.9	202.1	1,230.5	287.1
贈 経済・財政援助		200.6	44.9	259.7	53.9	188.6	44.0
与 合 計 A		1,463.6	327.6	1,705.8	354.3	1,860.7	434.1
政 府 貸 付 B		63.3	14.2	98.1	20.4	131.6	30.7
政府援助合計(A+B)		1,526.9	341.8	1,803.9	374.7	1,992.3	464.8
その他政府部門援助C		20.3	4.5	-85.1	-17.7	-59.1	-13.8
民 間 援 助 D		1,060.9	237.5	677.4	140.7	831.2	193.9
総 計(A+B+C+D)		2,608.1	583.8	2,396.2	497.7	2,764.4	644.9

註 贈与金の中1973年においては5,380万フラン(1,200万ドル), 1974年には9,030万フラン(1,880万ドル), 1975年には1,760万フラン(410万ドル)が食糧援助である。

2-2 林業における海外援助の現況

フランスの林業部門における援助も詳細にみていけば、おそらく沢山の流れがあると思われるが、①短期間においてわれわれが知りえた、②主なる、③そしてわれわれの現地調査国カルメーンに関連している、といった条件のもとでいえば、主なる援助の流れとして

- ① 海外協力省による援助
- ② 熱帯林業技術センターによる援助
- ③ その他諸機関による援助 の3つをあげることができる。

(注1) 1963年にフランス政府は、植民地諸国の独立以後のフランス低開発援助の根拠となりうるものについて、専門家によって構成された特別委員会に諮問を求めた。これに対して提出されたのが、有名な「ジャスネイ・レポート」であった。

同報告書によるとフランスの援助の根拠あるいは目的となるものとして次の3点をあげている。すなわち、

- ① 対外援助の基本的理由は人道的なものでなければならない。
- ② フランス語とフランス文化に対して他国の欲求があるので、それを中心とした光明普及(Rayonnement)をおこなうこと。
- ③ 援助をおこなえば必ず政治、経済的な利益があること。である。

(与謝野達: フランスの対外経済技術援助, 援助国シリーズ その5 より引用)

以下、これらの援助現況についてふれる。

2-2-1) 海外協力省による援助

同省の援助について、まず、一般論的に述べると、同省は2国間援助を中心に技術援助と経済援助とをおこなっている(第2-1図参照)。

前者の技術援助については相手国の要請を受けてそれにもとづいて1年1回の会合をもって同省で検討し、次年の援助の諾否と規模等を決定する。同省のおこなう技術援助の種類としては、①専門家派遣による単一的な技術援助と、②特定プロジェクトに対する専門家と所要機材の提供といった2者がある。

専門家の派遣については一般に2年契約で経費は大部分同省が負担している。派遣専門家の処遇については専門家のレベルと派遣先別等によって相違している。なお、住宅手当は①の時には相手国、②の場合には海外協力省によって支払われている。

次に経済援助についてであるが、これには贈与と貸付の2通りがある。

前者の金融源は援助協力資金(Fonds d'assistance et de coopération、一般にFACといわれる)がある。

FACは、1959年にフランス系アフリカ諸国およびマダカスカルの14カ国への援助を目的として設立されたものであり、資金融資だけではなく、技術・文化援助をもおこなう総合的な援助基金である。財源は協力省関係の予算に組み入れ、資金供与関係の費目は経済協力中央金庫(CCCÉ)のFAC口座に移される。FACは法人格をもっていないので、CCCÉがその資金を管理している。

こういったFACによる贈与の決定は、①相手国駐在のフランス人の作成による相手国からの申請、②外務省を通じて受理された申請を海外協力省のFAC委員会で検討し、決定する。FAC委員会は同省大臣、国会議員(1~2名)、労組各界の学識経験者等約20名によって構成され、年4回位同省によって開催されている。既述のごとくFACによる贈与の実務口はCCCÉである。

また、貸付についてであるが、その資金源はFAC、CCCÉのもの、および世銀等の諸機関の資金による。

なお、貸付期間については長短期があるが、主として10年以上に亘る長期のものについてはCCCÉ、そみてより短期のものについては民間銀行等の資金も貸付される。

いずれの場合にも口はCCCÉである。そして貸付の決定は経済大蔵省、海外協力省等の代表者の加わった審査委員会によっておこなわれている。

以上が海外協力省の一般的な援助内容であるが、以下、同省の林業部門の援助についてふれる。その内容について正確な計数でもってあらわすことは困難であるがその概略は次のとおりである。

まず、技術援助についてであるが平均して15~20名程度の専門家が派遣されている。

また、経済援助についていえば植林と土地改良等についてはF A Cの無償贈与がおこなわれる。

たとえばわれわれの現地調査対象国となったカメルーンについていえば、

- ① 3人の専門家を派遣してのベラボーにおける造林実習所の建設
- ② 年間50万本位の苗木の生産のできる苗圃の造成
- ③ エデア地区における約100haにおよぶ造林

等があげられる。

また、海外協力省の林業部門における贈与についていえば、これまで早成樹種の造林、および加工施設の建設等についておこなわれがきており、たとえばニューカールドニアにおける約1,500haのマツ造林、オートボルタにおける3,000haのユーカリ造林、またプロジェクトの計画段階にとどまっているがマリでのグメリーナの造林、カメルーンでのパルプ工場(CELLCOMといわれる会社)の建設(36~40億カメルーン・フラン)等がある。

造林については一般利子よりもやや低い4~5.5%が採用されている(最低利子は3.5%といわれる)。

たとえばオートボルタの例をあげると18年償還、9年据置きの子4%といった具合である。

なお、上記のプロジェクト以外に現在検討中ではあるが、チャドおよびカメルーン等に家具工場を建設するという計画もある。

ところで上記の林業部門における援助金額は同省全体の援助額の中でどの程度のウエイトをもっているというのか。

これについて正確のところは到底分らないが推定800万フランで全体の約1.6%程度と推定されている。

以上が林業部門において、そしてカメルーンに関連して主流を占める援助と考えられる海外協力省の援助概況である。

2-2-2) 熱帯林業技術センターの援助

次に協力省についてウエイトの高いと思われる熱帯林業技術センター(Centre Technique Forestier Tropical、以下、CTFTと略称する)の援助についてふれるが、CTFTは熱帯林業の研究において世界的に著名な機関であるので、まず、その概要について簡単に紹介しておきたい。

CTFTは、1950年に設立された国家機関であり、熱帯および亜熱帯地域における林業と淡水に関連する、あらゆる種類の応用研究、調査および作業管理を遂行することを目的としている。これに加えてさらに専門家の訓練、研修、およびCTFTの目的に関連する利学、技術課題に関する論評と文献等の蒐集もおこなっている。

1917年から熱帯材の調査を専門的にこなうことになった研究室の仕事を辿っていくと、CTFTは1958年に協同合議(Cooperative agreement)の

枠の中で特定国の林業調査事業 (forestry research work) に着手しているといった沿革をもっている。

このように C T F T は熱帯林樹木の養苗から、その加工さらに最終需要にまで亘る包括的な分野の調査と研究にたずさわっている世界においても数少ない (多分唯一の) 機関であるといえる。

なお、淡水管理と林業とをリンクして取扱ってきたフランスの伝統に従って、C T F T は 1958 年以来、熱帯地域における河川の漁業についてもその研究分野として担当してきている。

そしてまた、さらに C T F T は国内および国外の要請に従って 1962 年にコンサルタント機関として活動する技術研究所 (un Bureau des études techniques) を設立した。

つぎに C T F T の組織について概述してみる。

45 bis . Avenue de la Belle Gabrielle 94130 Nogent sur Marne の深い木立の中にある C T F T の本部の研究部門は次のごとく分れて構成されている。

1. 木材調査 (Recherches sur le bois)
 - (1) 木材構造 (Anatomie)
 - (2) パルプ化学 (Cellulose-Chimie)
 - (3) 木材試験と利用 (Essais et emplois des bois)
 - (4) 木材収獲 (Exploitation)
 - (5) 木 工 (Mécanique et usinage)
 - (6) 保 存 (Preservation)
2. 林業調査 (Recherches forestières)
 - (1) 林業昆虫と病理 (Entomologie et Pathologie forestières)
 - (2) 環境 (水および土壌保全 (Environment)
(Conservation des eaux et du sol))
 - (3) 森林資源調査 (Inventaires forestiers)
 - (4) 造林と森林管理 (Sylviculture et aménagement)
3. 漁業と養魚調査 (Recherches Pêche et Pisciculture)
4. その他 (Appui logistique)
 - (1) 生物測定学 (Biométrie)
 - (2) 書 類 (Documentation)
 - (3) 林業の経営 (Economie forestière)

以上のような調査、研究分野をもった本部のほか、熱帯地域のカメルーン、コンゴ、アイボリ・コースト、ガボン、ギニア、マダガスカル、ニジェール、ニュー・カレドニア、セネガル、およびボルタ等の国ないし海外フランス省の中に調査センター (les stations de recherches) がそれぞれ存在している。

CTFTは研修サービスはおこなっていないが、しかし依頼によって研究生は受け入れることができる。

そして、また同所はさまざまな合議の枠内で、アフリカにおいては林業と漁業の課題を取扱う一定の専門訓練センターを組織している。

以上のような組織と活動内容をもっている同所は、機構としては一応、海外協力省の管轄下にあるが運営資金については、科学技術研究委員会(Delegation Général à la Recherche Scientifique —DGRSと略称される—)から大部分が出され、のこりは調査、研究の受託費によってまかなわれている。

たとえば1976年度分についていえば、同年度のCTFTの総予算1,200万フランのうち、900万フランがDGRSからの、そして300万フランが受託費からのものとなっている。

なお、CTFTは前述のごとく機構的に海外協力省のもとに所属しているが、その実際の運営はCTFT、海外協力省、経済大蔵省、および農業省等の代表12名から構成されている運営委員会によって運営されている。

以上がCTFTの組織、活動および運営に関する一般概況であるが、ここで本題に戻って、CTFTの諸活動の中の援助活動に焦点を合わせて以下ふれる。

CTFTの援助形態としては、①研修と②技術援助の2者であり、①については、既述のごとく自分のところの経費で主体的におこなうというものでもなく、あくまで相手国の要請と経費の負担のもとでおこなうものである。また、②については全額ないし一部の経費をCTFTの負担でCTFTの専門家派遣の形でおこなわれるものである。

②の技術援助決定のプロセスについてふれると、相手国の申請にもとづいて関係諸機関の合同委員会で検討し、そして決定して派遣をおこなうことになるわけである。

そして現在、約25名位が海外に出張、駐在して技術援助に当たっているが、このうち全額CTFT負担の技術援助としては、オートボルダ、アイボリコースト、仏領コンゴに、そして一部負担の技術援助としては仏領ギリナム、セネガル、ニジェール、カメルーン、ガボンおよびマダガスカルに対しておこなわれている。

(注2)① Centre Technique Forestier Tropical の概要

② Centre Technique Forestier Tropical : Resume Du Compte Rendu
D'Annee 1976

③ Centre Technique Forestier Tropical, Rapport D'Activites 1975~1976

④ Centre Technique Forestier Tropical, Rapport Annuel 1976

⑤ CTFT, Resume de Compte Rendu D'Activite Pour L'Annee 1976 et du
Programme De Recherches pour L'Annee 1977 des Laboratoires Et
Division Techniques.

2-2-3) その他機関の援助

次に、そのウエイトは少なくなるが上記その他機関のおこなっている林業部門における技術援助についてふれる。

正直いってフランスにおけるその他機関の援助の全貌については正確には知ることとはできない。

ここでわれわれがたまたま調査し知りえた農業省 (Département de l'Agriculture) の農業生産開発局 (Bureau pour Le Développement De La Production Agricole -BDPAと略称する-) のプロジェクトの例を紹介するが、その前にいささか同局の全貌についてふれておく。⁽³⁾

BDPAは1950年に開設された政府のコンサルティング機関である。この機関の長はフランス大臣の代表者、一般企画委員会の代表者、CCCEの専門家の間から選出されている。

同局は当初、農業生産を高めることに焦点がおかれていたが、しかし漸次、農業開発の全局面を取りあげることに拡大していった。その活動はプロジェクトの作成、財政研究および研究計画の多面にわたり、そしてその対象地域はフランスはいわずもなアフリカおよび東南アジア諸国にわたる。

たとえばわれわれの実施調査対象国カメルーンの例をとると、BDPAは1970年から1975年まで、農業の発展と普及に従事する教師、農業教育・研修センターに対してその方法と技術をもたらす調査と研究とをヤウンデ農村教育センター (the Yaounde Rural Education Center, DPR) と共におこなった。そしてまたカメルーンの同意をえて隣国、とくに中央アフリカ諸国およびチアドにおいても同じことをおこなった。

また、林業分野における技術援助という視点において注目されるべき事業として1969年以来、ザール政府と共同して遂行されているキンシアシア地区 (Kinshasa) の園芸作物生産改善計画⁽⁴⁾がある。

この計画と実行は世銀の資金援助のもとに遂行されているが、この計画において林業サイドから注目されるべきことは、上述の農業を中心とした地域開発の中で土壌保全とか、その他要請のもとで造林プロジェクトが指定され、実行されていることである。そしてこの場合における林業プロジェクトの実行はBDPAにいる林業専門家によって遂行されている。

この計画にみられるように農林業、その他が決して縦割りではなく、あくまで総

(注3) BDPAの概要

(注4) Republique Du Zaïre, Département de l'Agriculture, étude des ceintures maraichères de Kinshasa actualisation de l'étude de factibilité 1975 (1^{ère} Phase 1978~1982) Avril 1977

合的に、有機的に組織付けられ、運営されていることは充分注目されなくてはならないと思われる。

2-3 フランスにおける海外援助の特徴

以上、フランスの海外援助の概況についてみたが、ここで重複をおそれずそこにみられる特徴を再確認するために、以下、列挙しておいてみよう。

第1に、援助機関は単一ではなく、複数であり、しかもほぼ援助対象国別に担当機関が決まっていること。

第2に、援助対象国別の援助資金実績によっても知られるごとく、同国の海外援助は海外フランス領と旧植民地国に傾斜し、集中していること。

第3に、政府援助（政府関連援助もふくむ）と民間援助とに分けてみると前者が圧倒的に多いこと。

第4に、技術・文化援助と経済援助とに分けてみると前者のウエイトが圧倒的に高いこと。

第5に、2国間援助（Aide bilatérale）と多国間援助（Aide multilatérale）とに分けてみると前者のウエイトが圧倒的に高いこと。

このことはフランスと被援助国との紐帯関係の強いことを意味しているし、またそれをより強固のものにしている。

第6に、これまでの特徴（たとえば担当機関に地域別）によっても知られることではあるが、援助は縦割ではなく有機的にして総合的であること（これについては林業部門における援助のところで具体的に再述する）。

第7に、援助の仕方についてはあくまで相手国との緊密な連繫のもとで相手国側の申し出にもとづいて、そして慎重な配慮のもとでおこなわれていること。

第8に、技術援助についてはこれまでの長い間の植林地経営のもとで蓄積された豊富な技術と経験とをもっていること（たとえばこれを林業についていえば1950年設立の既述の世界的に著名な熱帯林業技術センターCTFTの存在等があげられる）。

第9に、これと表裏一体となるが、経済的、社会的にも安定した多数の専門技術者が存在していること。

第10に、これはわが国の海外援助の実態とあり方を考える場合重要なことではあるが、同国の海外援助の背景の中に、あるいはその基底にフランス語の普及によって象徴されるごとく自他共に（時にやや自信過剰とも思われるほどの）認める高い文化の存在と普及とが存在していることである。

このことはたとえば、われわれの現地調査対象国としてとりあげたカメルーンについても具体的に知られる。

すなわち、カメルーンでは構成部族によって言語が異なり、現在、相互に意志伝達のための共通言語は主としてフランス語（一部、英語）となっている。このことは好むと好まざるとにかかわらず経済、社会構造の運営がフランス語を媒介としておこな

われていることを意味している。しかも彼等自身の内部に最近ナショナリズムが台頭してきているといっても彼等（とりわけ支配者層の）は依然フランス文化（言語によって代表される）に対して尊敬と、それをもつことの誇りをもっているのが感ぜられる。こういった文化の裏付けといったことがフランスの海外援助のあらゆる意味における確かさの有力な原因の一つともいえる。

3. 英国における林業海外援助の現況と特徴

3-1 海外援助の概要

3-1-1) 海外援助の基本方針と歴史

英国の海外援助の基本的方針は英連邦諸国を主たる対象として、しかも相手国の要請を十分踏まえた援助となっており、かつ援助組織の一元化が図られているが、一方援助実施の画一化、硬直化を避けるため、援助対象国別政策に基づきフレキシブルな援助事業を実施していることが、その大きな特徴となっている。

また最近の海外援助の方針として特記されることは、貧しい国の特に貧しい部門についてのプロジェクトに対して援助予算の配賦を行っていることである。

したがって、予算の配賦は、国別援助計画（カントリー・ポリシー・ペーパー）に基づいて国別に配分される。

また、ローン、グラント等援助条件は援助対象国の経済社会条件に応じて弾力的に定められ、これが当該国の各部門の協力に適用される仕組みになっている。

例えば、1974年基準で援助対象国の一人あたり国民所得が200USドル以下の場合にはすべて贈与ベースの援助が行われており、200ドル以上の所得の国については経済条件に応じソフトな条件が適用されている。

又相手国の内貨負担（ローカルコスト）部分については、プロジェクトの重要性、相手国の財政状態等を勘案してケースバイケースで行われるものであり、したがって一人当たり国民所得200ドル以下の国に対する贈与の場合においても、外貨分は100パーセントであるが、ローカルコストについては100パーセントではなく例えば40パーセント分を贈与するというような条件が設定されることになっている。

援助の歴史は古いが、1929年制定の植民地開発法（Colonial Development Act）により資金援助の制度が確立したといわれる。

さらに1940年に植民地開発福祉法（Colonial Development and Welfare Act）からは援助額も大巾に増加したが、その後1958年に制度改正が行われ、適用範囲が植民地から独立した英連邦諸国に拡大された。

さらに1961年に技術協力省が設立されてからは開発途上国に対する組織的な援助が開始されることになるが、その後1964年に海外開発省が設けられたことが本格的な海外援助の始まりと考えることができよう。

海外開発省はその後1970年に一旦、外務・英連邦省の一外局となるが、1974年再び独立となり現在に至っている。

3-1-2) 海外援助の体制・組織

英国の海外援助機構は援助政策の立案・実施の主力である海外開発省（Ministry of Overseas Development, ODM）及び関連機関からなる。

(1) 海外開発省

第3-1図に示すように海外開発省の本省組織としては地域担当部局のほか科

学技術，医療，教育，専門家派遣等の機能を分担する部局及びこれらに対し技術的なアドバイスを行う技術顧問グループと経済企画スタッフがある。

地域局はアフリカ局，アジア局，属領地局の三局で構成されている。

ただし属領地局は外務・英連邦省とODMとの共管局となっており，また，地域課ではあるがラテンアメリカ課は西半球科学技術局に所属している。

地域局の業務は資本及び技術援助についての計画，調整，運営を行っているが担当職員は援助対象国別に配置されており，原則として年に一度は担当国に出張して情報交換等を行い援助予算の作成，プロジェクトの推進，専門家の派遣計画の作成等を行うものとされており，海外援助についての政策決定から実施段階に至るまでの実質的な責任と権限を有していると言える。

機能局は専門家派遣や研修員の受け入れ事業を担当しており技術援助に関連の深い部局であり，教育・海外人材局，国連局の三局から成っている。

国際局は長期的な援助計画を樹立し，効果的な援助を実行するための重複を避ける等の機能を果たしている。

経済企画スタッフ局は最近の海外援助政策が経済的な見地から決定されることが多いのでその機能の重要性が増して来ており，英国海外援助に際し国別援助政策の基になっているカントリー・ポリシー・ペーパーの原案作成に当って本局所属のエコノミストが大きく関与しているといわれる。

技術顧問グループは教育，環境，土木，労働，法律，医療，自然資源，警察官訓練，社会開発の9分野から成っている。

農林水産業専門官は自然資源グループに属している。

技術顧問の業務は地域局，機能局からの要請についての技術分野のアドバイス及び派遣専門家に対するアドバイスが主要なものである。

技術顧問の多くは植民地時代から海外に出て各分野で専門家として活動していた人々から成っている。

以上が本省組織であるが直轄組織としては先ず海外開発事務所がある。

海外事務所はバンコク（東南アジア管轄），バルバドス（カリブ海沿岸管轄），ベイルート（中東管轄），プラントレ（セントラル及び南アフリカ管轄），ナイロビ（東アフリカ管轄）の5カ所に設置されている。

開発事務所の組織はおおむね所長及び所長補佐のほか，農業，経済，土木等の分野の技術アドバイザー数名，事務官吏等から成っている。

業務は本省（ODM），英国在外公館，派遣専門家，管轄地域内開発途上国政府に対する援助業務に関してのアドバイスということになっているが，実際にはアドバイザーの担当国との接触を通じての新規プロジェクトの発掘につながることが多いと考えられている。

次に直轄研究所であるが，これは熱帯産品研究所，海外疫病センター，海外測量局，地質研究所，人口問題研究所の5研究所より成っている。

これらのうち農林業と関連の深いのは熱帯産品研究所及び地質研究所である。

前者は直轄研究所中最大の規模を有し開発途上国内の動植物資源の加工、保存、貯蔵、市場調査についての研究及びアドバイスを任務としており、また後者は地質調査、空中写真撮影、地図の作成、資源調査等を通じ農林業の開発に功献している。

(2) 関連機関

関連機関は非常に多岐にわたるが先ず関係国家機関としては外務・英連邦省 (Foreign and Commonwealth Office)、大蔵省 (The Treasury)、通商産業省 (Department of Trade and Industry) が挙げられる。

外務・英連邦省は海外援助に係る基本政策についての主務官庁になっているほか、各種事業計画、国別援助計画をODMが策定するに当たっての協議機関となっている。

又、在外公館等は援助問題についてはODMと直接連絡をとり、途上国におけるプロジェクトの推進、派遣専門家の援護を行っている。

大蔵省は公共支出計画 (中期計画) の策定を行うほか、ODMの作成する事業別予算計画についての協議機関となっている。

通産省はODMの作成する国別援助計画について関与している。

以上の関係各省の他、関連する機関は多いが主なものについて述べることにする。

英連邦開発公社 (Commonwealth Development Corporation) はODMにより割り当てを受けた国庫借入金を使用し、開発途上国の経済開発を促す各種プロジェクトの発掘、事業協力及び投資等を通じ開発途上国の経済成長に功献している。

クラウン・エージェンツは植民地時代から、当時の植民地政府より英国内における機材調達を任されて来たという実績を有するが、1971年以來、ODMは全ての機材調度をクラウン・エージェンツに委託することに決定し今日に至っている。

なお、ODMからの委託分については英国製品の購入が義務づけられており、該当品がなく外国製品を購入せざるを得ない場合にはODMの承認が必要とされている。

又、クラウン・エージェンツは代理業務等による手数料収入による独立採算制をとっており政府からの財政的補助は受けていない。

これらのほかODMによる財政的補助を受けている機関としては、先ず技術援助関係では建設研究所 (Building Research Station 自然環境研究評議会所属)、道路研究所 (Road Research Laboratory 環境省所属)、英連邦森林研究所 (Commonwealth Forestry Inst. オクスフォード大) (後述)、熱帯産家畜医療研究所 (Center for Tropical Veterinary Medicine. エ

ジンバラ大), 全国農業技術研究所 (National Inst. of Agricultural Engineering 農業研究評議会), 開発調査研究所 (Inst. of Development Study サセックス大学) などがある。

教育・専門家派遣関係では海外技術教育訓練振興会 (Education and Training for Overseas Countries), 海外高等教育大学間評議会 (The Inter University Council for Higher Education Overseas), 海外教育開発センター (Center for Educational Development Overseas) ブリティッシュ・カウンシル (British Council) がある。

海外技術教育訓練振興会 (T E T O C) は, 技術教育・経営開発・産業訓練の補助を受ける実務専門家 (開発途上国政府等に雇用される専門家) についての募集業務を担当している。

海外高等教育大学間協議会 (I C U) は, 英国の大学教師が海外の教育機関に対して発言するために短期の訪問を行う際の斡旋を行うほか海外の大学からの要請により専門家の募集も行っている。

ブリティッシュ・カウンシルは本部をロンドンに置くほか約70カ国に海外事務所をおき, 研修員・留学生の受け入れ, 専門家派遣, 図書館開設, 科学技術振興, 芸術普及等広汎な業務を行っている。

3-1-3) 海外援助予算

英国の予算は統合国庫資金 (Consolidated Fund) 及び国庫貸付資金 (National Loan Fund) からなる。

統合国庫資金はわが国の一般会件に相当するものであり, 国庫貸付資金は, 貸付が中心で投資を含まない点を別にすればわが国の財投資金にほぼ相当するものである。

海外援助関係の予算は統合国庫資金の議定費の中の第II款・対外サービス (Class II, Overseas Service) のうち第8項 (Vote. 8. Overseas Aid) に計上されている。

予算は当該年度一年間かぎりの単年度主義であり, 会計年度は4月1日より翌年3月31日までである。

ただし, 特別交付金 (Grant in Aid) …… …… 海外援助関係では多国間援助の国連開発計画 (UNDP) に係る技術援助等, 二国間援助では海外高等教育大学間評議会への拠出等 …… ……

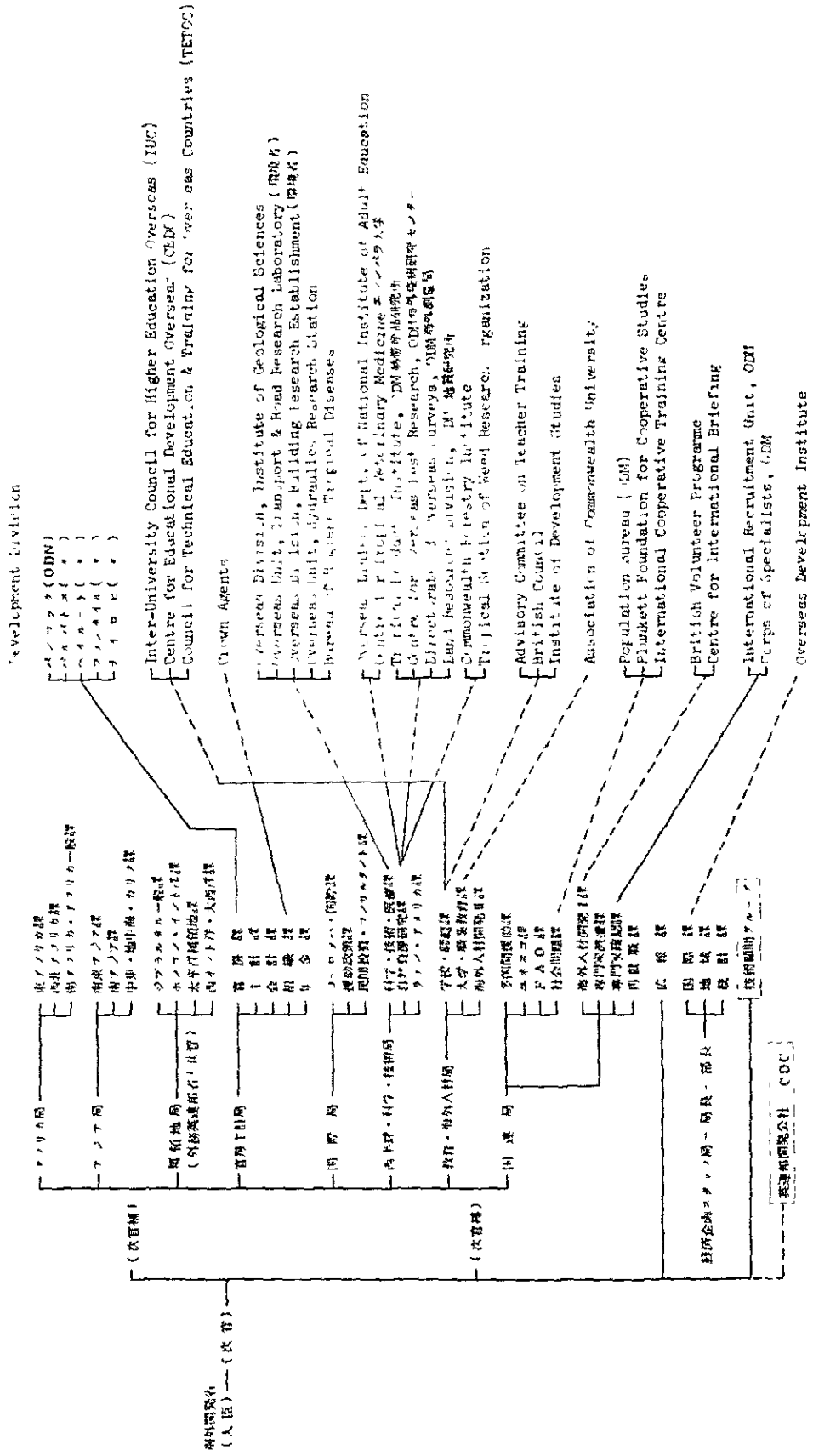
及び国際機関分担金については国庫支出がなされるものの未使用分については国庫に返済せず翌年度への繰越使用が認められている。

英国の予算制度を特徴づけるものとして「公共支出計画」がある。

本計画は大蔵省によって策定されるもので内容は5ヶ年間にわたる中期財政計画であって毎年改訂されるローリングプランである。

その初年度分は予算の実施段階にあり, 次年度以降が見積りになっている。

第 3 - 1 図 英国海外援助機構構図



なお次年度分は公共支出白書発表直後に編成される次年度予算の基礎となるもので次年度予算は、この数値を組替えることにより作成される。このように公共支出計画は予算に対して強い拘束力をもつといわれる。

参考のため第3-1表に1977~1978年度海外援助予算を示す。

また、時点が多少異なる(1975年)が第3-2表に公共支出計画における海外援助の内訳を示す。

第3-1表 海外援助予算(Class II, 対外サービス)

(1977~78年度, 100万ポンド)

No.	プログラムのタイトル	概算見積 内の総額 (1)	公共支出 計画以外 の 額 (2)	概算見積 内の公共 支出総額 (1)-(2) (3)	移 替 え		1977~ 78年度 内の既算 見 積 (3)+(5)-(4) (6)	1975~ 76年度 実 績
					他プログ ラムへ (4)	他プログ ラムより (5)		
2.1	海外代表部	1460	15.2	161.2	-	11	1623	1683
2.2	対外広報活動	633	41	59.2	-	95	687	71.2
2.3	その他対外関係	1181	188	99.3	-	-	99.3	97.4
2.4	軍事援助	2.4	-	2.4	-	-	2.4	2.1
2.5	対外援助	6208	29.0	591.8	-	0.3	592.1	621.1
2.6	対外援助行政	12.0	-	12.0	-	-	12.0	11.4
2.7	EEC等への拠出	12.0	-	-	-	-179.8	-179.8	-425.0
2	対外サービス	3626	367	925.9	-	1689	757.0	546.5

(注)・(1), (2), (3)欄は、各プログラム名称をもった項(Vote)にかんする規定総額を示し、またプログラム2(対外サービス)以外からの移替えも含む。

・(4), (5)欄は、この親プログラムから移替えられた公共支出の総額を示す。これらの支出は他のプログラムおよび他の款(Class)から本プログラムに移替えられた別の親プログラムの目的のために支出されるからである。

・(6)欄は、本親プログラムに対する公共支出についての1977~78年度議定費予算書に計上された総額を表わす。

出所: Supply Estimates 1977~78, 22 nd March 1977. HMSO.

第3-2表 対外援助・その他対外サービス<公共支出計画>

(1975年価格表示, 100万ポンド)

	1970 ~71	1971 ~72	1972 ~73	1973 ~74	1974 ~75	1975 ~76	1976 ~77	1977 ~78	1978 ~79	1979 ~80
対外援助(1)										
(a)援助プログラム	355.9	392.6	412.4	375.7	366.7	443.6	441.3	466.7	497	516
(b)英連邦開発公社 (CDC)	-5.0	4.4	3.4	4.7	1.9	2.1	2.5	4.2	5	4
(c)合計	350.9	397.0	415.8	380.4	368.6	445.7	443.8	470.9	502	520
対外援助行政費	7.6	7.8	7.9	8.0	7.7	7.8	9.0	9.8	10	10
海外代表部経費	118.8	120.2	121.2	116.2	113.9	124.3	128.4	126.6	124	124
対外広報活動	51.9	51.5	52.5	52.8	52.5	58.2	58.6	56.7	54	54
その他対外関係	55.0	57.8	61.9	62.9	66.1	69.6	70.8	68.8	70	73
軍事援助	13.4	11.7	8.8	8.5	2.6	1.2	1.1	1.1	-	-
合計	246.7	249.0	252.3	248.4	242.8	261.1	267.9	263.0	258	261
EC等への拠出 (ネット)	-	-	54.6	163.8	-8.1	27.4	170.5	219.0	267	304
スターリング圏保証	-	-	65.0	32.3	88.9	-	-	-	-	-
クラウン・エーション への特別補助	-	-	-	-	106.1	-	-	-	-	-
合計	597.6	646.0	787.7	824.9	798.3	734.2	882.2	952.9	1,027	1,085
Cmnd. 5879 (前年度 公共支出計画)の評 価替えによる変化					-168.6	-144.8	-55.8	-57.8	-63	
Cmnd. 5879評価替え					966.9	879.0	938.0	1,010.7	1,090	

(注1) 援助プログラム(a欄)には英連邦開発公社(CDC)に対する大蔵省からの交付金(返済分を除く)が含まれる。つまり、合計欄(c)には、海外諸国に対するCDCからの資金フロー総額が含まれている。(b)欄は、上記(a)、(b)の差についての調整項目である。

出所: Public Expenditure to 1979~80, HMSO, Cmnd 6393

次に第3-3表に所管省庁別内訳を示す。

第3-4表は第3-3表に掲げる海外援助予算を援助形態別に示したものである。

セクションAは国際開発協会(IDA)、世界食糧計画、アジア開発銀行等への特別交付金であり、セクションBは国連開発計画等への特別交付金である。

また、セクションCは各国に対する借款、贈与のための予算が大部分を占めている。

セクションDは海外地域別技術援助プログラム予算のほかプリティッシュカウンシ

ル、海外高等教育大学間評議会、熱帯産品研究所、コモンウェルス・林業研究所等への助成金である。

なお、セクションCの国別借款・贈与の現状を示せば第3-5表のとおりである。

第3-3表 対外サービス予算の項(Vote)別・所管別内訳
(1000ポンド)

No	項 タ イ ト ル	1977~78 概算			所管省庁
		総 額	支出補充金	純 額	
1	海外代表部：大使館・領事官費	147,543	19,831	127,712	外務・英連邦省
2	海外代表部費：住宅費等	29,465	2,950	26,515	環境省
3	対外広報活動： (外務・英連邦省分)	23,768.5	56.5	22,712	外務・英連邦省
4	対外広報活動：放 送	32,462	1,052	31,410	内務省
5	その他対外関係及び軍事援助： (外務・英連邦省分)	28,924.6	5,646	28,360	外務・英連邦省
6	その他対外関係： 英連邦戦没者委員会	5,333	—	5,333	英連邦戦没者委員会
7	その他対外関係：秘密情報部	30,500	—	30,500	内閣
8	海 外 援 助	614,590.8	2,862.8	611,728	海外開発省
9	海外援助行政：(海外開発省分)	11,512	285	11,227	海外開発省
10	年金等(対外サービス)	66,215	131	66,084	海外開発省
	合 計	990,313.9	27,732.9	962,581	

出所：Supply Estimates 1977~78.

第3-4表 対外援助予算の機能別分類(1000ポンド)

第Ⅱ款 要約表		1977~78		
1976~77 総支出		総支出	支出補充金	純支出
	プログラム25 対外援助			
135,036	セクションA：多国間資本援助	152,182	—	152,182
34,112	セクションB：多国間技術援助	36,935	—	36,935
238,598	セクションC：2国間資本援助	187,476	—	187,476
120,895	セクションD：2国間技術援助	140,675	2,863	137,813
—	セクションE：配分未定	90,640	—	90,640
528,641	小 計	607,909	2,863	605,046
	プログラム23 その他対外関係			
6,278	セクションF：国際機関への拠出	6,682	—	6,682
—	プログラム29 クラウン・エージェンシーへの特別補助	—	—	—
—	セクションG：クラウン・エージェンシーへの補助	—	—	—
534,919	総 計	614,591	2,863	611,728
3,000	控除： 支出補充金総額	2,863		
531,919	純 計	611,728		

出所：Supply Estimates 1977~78

(注) *技術援助における被援助国負担分の受取額

第3-5表 英国の借款・贈与の国別分布

(単位：1,000ポンド)

	コミットメント総額		借款条件			1977年3月までの 予想支出		1977-78年度 要 求	
	借 款	贈 与	返 済 期 間	利 率	据 置 期 間	借 款	贈 与	借 款	贈 与
英連邦アフリカ									
ケ ニ ア	19,750	6,000	25	2	7	13,834	5,071	3,500	929
セ ル シ ス	0	8,500	—	—	—	0	3,900	0	2,000
タ ン ザ ニ ア	0	10,000	—	—	—	0	1,305	0	2,500
レ ソ ト	0	11,000	—	—	—	0	2,500	0	3,100
マ ラ ウ イ	3,000	12,000	25	0	7	2,296	9,182	704	2,818
スワジランド	0	1,500	—	—	—	0	508	0	300
ザ ン ビ ア	0	14,900	—	—	—	0	7,106	0	2,000
ガ ン ビ ア	6,315	0	25	0	7*	5,220	0	544	0
ガ ー ナ	10,000	0	25	0	7	750	0	3,200	0
ナイジェリア	13,000	0	25	2	7	5,660	0	1,616	0
シエラレオネ	1,500	0	25	0	2*	426	0	600	0
非英連邦アフリカ									
エチオピア	4,425	2,000	(一部20) 25	0	7	1,885	426	1,082	678
モザンビク	5,000	0	25	0	7	500	—	3,000	—
ス ー ダ ン	7,703	8,096	25	0	7*	5,401	3,184	1,409	6,412
サイ ー ル	0	2,000	—	—	—	0	0	0	500
中 東									
エ ジ プ ト	14,746	0	25	2	7	6,571	0	2,200	0
ヨ ル ダ ン	10,701	0	25	0	7	9,570	0	879	0
ト ル コ	5,160	0	25	2	7	3,168	0	1,144	0
東西アジア									
アフガニスタン	600	1,078	25	0	7	559	473	41	605
バングラディシュ	14,635	76,600	25	0	7	14,170	18,287	465	26,211
ビ ル マ	0	3,914	—	—	—	0	1,587	0	1,364
イ ン ド	27,645	20,000	25	0	7	6,706	7,626	20,939	7,374
インドネシア	21,600	0	25	0	7	17,486	0	3,020	0
マルディブ島	0	500	—	—	—	0	241	0	259
ネ パ ー ル	0	487	—	—	—	0	220	0	200
パキスタン	37,947	0	25	0	7	24,972	0	11,972	0
スリランカ	0	6,000	—	—	—	0	2,784	0	1,766
タ イ	2,500	0	25	2	7	200	0	400	0
西インド諸島									
グ ラ ナ ダ	1,250	1,000	25	0	7	350	869	600	131

	コミットメント総額		借 款 条 件			1977年3月までの 予想支出		1977-78年度 要 求	
	借 款	贈 与	返済 期間	利率	据置 期間	借 款	贈 与	借 款	贈 与
ギ ア ナ	4,250	0	25	3	4	4,123	0	127	0
その他の地域									
ボ リ ビ ア	0	725	—	—	—	—	160	0	565
コ ロ ン ビ ア	1,128	0	25	3	4	387	0	700	0
コ ス タ リ カ	3,900	0	25	6	3	3,750	0	150	0
エ ク ア ド ル	7,125	0	25	3	4	5,692	0	1,543	0
フ イ ジ ー	6,902	80 ^{*†}	25	5	4	3,330	10	1,400	80
マ ル タ	0	24,500	—	—	—	0	17,500	0	3,500
モ ー リ シ ャ ス	10,000	0	25	0	2 [*]	7,092	0	1,200	0
ニ カ ラ グ ア	650	0	25	0	7	610	0	40	0
ベ ル ー	3,000	0	25	3	4	1,000	0	2,000	0
ト ン ガ	1,000	0	25	0	2	852	0	148	0
西 サ モ ア	150	100	25	0	7	78	52	30	20
南太平洋大学	0	1,360	—	—	—	0	6,342	0	18
マ ラ ウ イ	3,000	12,000	25	0	7	2,296	9,182	704	2,818
ス ワ ジ ラ ン ド	0	—	—	—	—	0	508	0	300
ザ ン ビ ア	0	14,000	—	—	—	0	7,106	0	2,000
ガ ン ビ ア	6,315	0	25	0	7 ^{**}	5,220	0	544	0
ガ ー ナ	10,000	0	25	0	7	750	0	3,200	0
ナ イ ジ ュ リ ア	13,000	0	25	2	7	5,660	0	1,616	0
ン エ ラ レ オ ネ	1,500	0	25	0	2 [*]	426	0	600	0
非英連邦アフリカ									
エ チ オ ビ ア	4,425	2,000	(一部20) 25	0	7	1,885	426	1,082	678
モ ザ ン ビ ク	5,000	0	25	0	7	500	—	3,000	—
ス ー ダ ン	7,703	8,096	25	0	7 ^{*†}	5,401	3,184	1,499	6,412
ザ イ ル ル	0	2,000	—	—	—	0	0	0	500
中 東									
エ ジ プ ト	14,746	0	25	2	7	6,571	0	2,200	0
ヨ ル ダ ン	10,701	0	25	0	7	9,570	0	879	0
ト ル コ	5,160	0	25	2	7	3,168	0	1,144	0
東南アジア									
アフガニスタン	600	1,078	25	0	7	559	473	41	605
バングラディッシュ	14,635	75,600	25	0	7	14,170	18,287	465	26,211
ビ ル マ	0	3,914	—	—	—	0	1,587	0	1,364

	コミットメント総額		借 款 条 件			1977年3月までの 予想支出		1977-78年度 要 求	
	借 款	贈 与	返済 期間	利率	据置 期間	借 款	贈 与	借 款	贈 与
イ ン ド	27,645	20,000	25	0	7	6,706	7,626	20,939	7,374
インドネシア	21,600	0	25	0	7	17,486	0	3,020	0
マルディブ島	0	500	-	-	-	0	241	0	259
ネパール	0	487	-	-	-	0	220	0	200
パキスタン	37,947	0	25	0	7	24,972	0	11,972	0
スリランカ	0	6,000	-	-	-	0	2,784	0	1,766
タイ	2,500	0	25	2	7	200	0	400	0
西インド諸島									
グ ラ ナ ダ	1,250	1,000	25	0	7	350	869	600	131
ギ ア ナ	4,250	0	25	3	4	4,123	0	127	0
その他の地域									
ボ リ ビ ア	0	725	-	-	-	-	160	0	565
コ ロ ン ビ ア	1,128	0	25	3	4	387	0	700	0
コ ス タ リ カ	3,900	0	25	6	3	3,750	0	150	0
エ ク ア ド ル	7,125	0	25	3	4	5,692	0	1,543	0
フ イ ジ ー	6,902	80 ^{**}	25	5	4	3,330	10	1,400	80
マ ル タ	0	24,500	-	-	-	0	17,500	0	3,500
モ ー リ シ ャ ス	10,000	0	25	0	2 [*]	7,092	0	1,200	0
ニ カ ラ グ ア	650	0	25	0	7	610	0	40	0
ベ ル ー	3,000	0	25	3	4	1,000	0	2,000	0
ト ン ガ	1,000	0	25	0	2	852	0	148	0
西 サ モ ア	150	100	25	0	7	78	52	30	20
南太平洋大学	0	1,360	-	-	-	0	1,342	0	18
英 属 領 地	1,428	19,311 ^{***}	-	-	-	704	17,844	1,428	19,311
関 連 諸 国	0	4,500 ^{***}	-	-	-	0	5,404	0	4,500
繰越端数等								-2,980	-7,501
							計	63,000	76,000

注： * 3～7年目の返済額は漸増

** 一部*印条件の融資を含む

*** 1977～78年単年度

3-4-4) 技術協力と専門家派遣等

英国の2国間援助は資金援助と技術援助に大別されるが、技術援助の主力は専門家派遣、研修員・留学生の受入れ、研究開発である。

専門家派遣方式には二通りあるが、第一の方式は英国政府が雇用（ブリティッシュ・カウンシル等が雇用する場合もある）し派遣するもので1974年現在で2,130名に上っている。

第二は途上国政府等によって雇用されるもので同じく1974年現在8,888名を数える。

第二のタイプの専門家の募集は、通常在ロンドンの外国公館が新聞等を通じて行ったり又はクラウン・エージェンツが募集を行うりもので、専門家の給与は受入国が支給するが、水準より低いとODMが判断する場合差額を支給する方式をとっている。

帰国後の専門家について身分保証の制度は特に無いが、2～3年の任務を2回経験したものについては優先派遣の途を開いている。

なお、英国政府により派遣される専門家については海外勤務手当（免税）が支給される。短期派遣者には謝礼（課税）及び滞在費（免税）が支給される。

以上のほか、教育手当、女子呼寄せ手当、着後手当、自動車購入資金貸付制度がある。

公務員については派遣期間は年金対象となり、大学職員についても年金期間に算入される。

また海外におけるポストであるが1974年時点で教育関係が最も多く5,067名、2,281名が（建設・土木）、971名が（農林水産）、710名が医療・社会福祉、206名が工鉱業・商業関係となっている。

一方開発途上国からの研修員、留学生の受入れは毎年約8,000名に上ると見られるが、これらはODMの機関、大学、研究所等に広く受け入れられ、実施事務、生活面等についてはブリティッシュ・カウンシルが担当している。

研究員は出発前に、ブリティッシュ・カウンシル海外事務所でオリエンテーションを受けるほか、英国内でも英語力の不十分な者は語学研修を受ける。

研修生は帰国後も在外公館、ブリティッシュ・カウンシルを通じて連絡、資料配布等のアフターケアを受けるといふ。

ODMの科学技術部門及び各種研究機関による研究開発に係る技術援助は近年急速に増加したと言われる。

なお、最近産油国等所得水準の比較的高い開発途上国に対し全額又は一部有償の技術協力方式がスタートしている。

この方式は専門家派遣、研修生受入れ、研究開発の各分野にわたりそれぞれの条件に従って実施されるものである。

3-2 林業面から見た海外援助の現況

3-2-1) 林業海外援助の現況, 対象国

(1) 林業海外援助に関する基本方針

海外援助予算の配賦は援助プログラム, 国別援助計画 (Country Policy Paper) に基づき, 各部門, 各プロジェクトに配分されているもので, いわゆる弾力的予算配賦方式を採用しているため林業部門あるいは林業プロジェクトにいくら予算を計上するという方法はとられていない。

したがって林業予算として公開された資料はなく国別配分額からその規模等を類推するにとどまるものである。

しかしながら海外開発省当局のコメントによれば現在のところ林業部門の援助規模は比較的小さいとのことである。

また林業プロジェクトについては

- ① ローカルコスト部分が多いこと。
- ② 資本回収期間が長く収益性が低いこと。

がその特性として挙げられる。

結局, ローカルコストについてはその全額が援助対象となっていないことからプロジェクト設定に制約があることは否定できないことである。

また, 林業の基本的特性としての生産期間の長期性, さらには低収益性ということについては比較的大規模な資金協力プロジェクトを設定する場合についてはその採否決定について問題となるであろうが, 現在のところ事例が少ないこともあり, 単なる商業的利益あるいは費用と効用といった分析だけではなく, 民間企業の誘致, インフラストラクチャの整備, 地域較差の是正, 国土保全等の二字効果を考慮してケース・バイ・ケースに取捨選択がなされている。

(2) 国別林業関係援助の現況

現在, 海外開発省が援助協力を行っている国別造林プロジェクトは次のとおりである。

① マラウイ

(ア) Pinus patula, Pinus kesiya によるパルプ用材林の造成を目的としているもので, 伐期は14~16年で年産20万ton規模のパルプ工場に材を供給しようとするものである。

本プロジェクトには多額のインフラ整備資金を必要とするため, 現在マラウイ政府はこの融資を受けることに努力しているといわれる。

(イ) パルプ材のほか一般用材林としてのマツ林の造成をも行っている。

伐期は30~38年を予定しているが, マラウイは内陸国であって木材の輸入にも不便なため, 22年生のものまで伐採している現状にある。

(参考)

対マラウイ国援助総額1,500万ポンド, 1975~78, 開発プロジェクト ローン/グラン

ト比 20:80, 償還期間25年, 無利子, 据置7年 1976年度末まで 11,478千ポンド, 1977年度要求(ローン 704,400ポンド, グラント 2,817,600ポンド)

② ソロモン

在来早生樹種及び *Eucalyptus deglupta* の造林プロジェクトを実施している。

用材用小径木を20年伐期で生産する計画である。

援助期間は4カ年である。

他に適切な土地利用方法がないため造林が重要な事業となっている。

③ スーダン南部

早生樹種の造林及び天然林の開発利用に関するパイロットプロジェクトで期間は4年である。

援助規模は総額で2千8百万ポンドである。

本プロジェクトの成果を見た上で連邦開発公社(CDC)による商業ベースの資金協力(4年間で1千2百~1千3百万ポンドの規模)につなぐ予定である。

④ レソト

燃料用材生産のための造林について援助を行っている。

⑤ ヨルダン

再造林計画に対する援助であるが, 目的とするところは, 水土保全, パレスチナ難民対策, 造林についての経済性調査となっている。

以上のほかODMとして技術援助を行っているが対象国及び内容は次のとおりである。

① ドミニカ

製材技術についての訓練を目的とするもので, 専門家を2名派遣して小規模の製材工場をつくり教育訓練を行っている。

将来は事業化に結びつく見込みがある。

② エクアドル

薪炭林の更新と地域社会の再編を目的としている。

③ ニカラグア

種子の産地試験及び防風林の造成を目的としている。

④ ホンジュラス

森林火災の防止及び種子貯蔵を目的とする。

⑤ ナイジェリア

主要輸出樹種についてクローンによる増殖方法の試験を行っている。

⑥ キプロス

林業についての教育・訓練を行っている。

⑦ ハイチ

マツ林の材積調査であるがUNDPの協力事業である。

以上が国別の援助であるが、各国に共通する問題について研究するため別枠予算制度がある。

これは特定国のニーズに基づくものではなく地域全体の開発に必要な研究プロジェクトを推進するための特別枠の予算であって、例としては連邦林業研究所に100%の助成を行い、特定の研究を実施しているのがそれである。

なお、当該研究所の経常的な予算についてもその70%がODMから支出され、残30%については連邦各国から拠出されているものである。

(3) 林業プロジェクトの推進に必要な専門家派遣の問題点と対応

先述したように林業については生産期間の長期性、ローカルコスト負担の問題等の特性があることから、今後、英国の海外林業協力プロジェクトについては急速にシェアが拡大する見とおしはない。

したがって、林業部門について派遣専門家の専門分野を広げすぎると、同一専門分野からみても継続性について確実性がなく、専門家の雇用が不安定になる恐れがでてくる。

そこで、海外開発省としては、連邦林業研究所の歴史からしても、技術的蓄積の高い、熱帯造林の分野を林業関係援助の軸として推進し、専門家についても造林分野を中心に雇用を図る方針となっている。

また、旧植民時代に植民経営に携った林業技術者は現在では減少しており、海外援助のためには新たな専門家養成が必要となっている。

そこで次の制度が導入されたので、これを活用して専門家養成を図っている。

① 天然資源分野奨学制度(Natural Resources Scholarship)

大学卒業後1年間の大学院レベルの訓練を行った後、2年目は実際のプロジェクトに参加させて訓練する制度である。

この制度は特に農林業、獣医部門についてヤング・マンパワーの確保を目的としてODMが実施しているものである。

② ホーム・ベース制度(Home Base Scheme)

この制度は特に農林業、獣医、工学、建築、測量、地質学の如き分野について、ODMを含む政府機関、大学、研究所に枠外定員を設定し、ホーム・ベースという身分保障のもとに、政府機関等に在籍する職員の一定期間の海外勤務を容易にすることを目的とする制度である。

実際の運用に当たっては、枠外定員の80%の職員を海外派遣に応じさせているとのことである。

3-2-2) 林業関係海外援助関連機関の現況

(1) 英連邦林業研究所 (Commonwealth Forestry Institute, CFI)

英連邦林業研究所は英連邦内の林業教育研究機関として1901年に創立された。

オクスフォード大学の林学部大学院としての機能も同時にはたしているものである。

因みにオクスフォードには学部レベルでの林学部(科)は置かれていない。

なお、CFI 所長と林学部長は兼務になっている。

CFI の中で海外援助と関係が深いのは、熱帯造林科 (Unit of Tropical Silviculture, UTS) である。

そもそもUTSは5, 6年ごとに開催される英連邦林業会議(連邦林業研究所の研究テーマ、業務内容について助言を行っている)の決議に応じて設置されたものでODMを始めFAO, IVFRO及び各国の要請等にも対応して、早生樹種及び熱帯マツ類の造林、熱帯林の経営等についての研究を行っている。

研究に際しての種子の収集、天然林についてのデータの収集及び室内実験等は連邦林業研究所の職員が直接行うが、造林地の造林、維持管理及びそこでの測定、観察等はおゝむね所在国の林野庁、大学、研究機関の協力を得て行っている。

本研究の運営予算は、①海外教育研究費として10万4千ポンド(1977年度、70%はODMから、30%は英連邦26カ国から)を受けている。

② ODM研究費として137,459ポンドを得ている(1977年度)。

③ 国連より遺伝子資源探査保全費としてFAOから1,660ポンド、UNDPより3,880ポンドを得ている。

熱帯造林科スタッフはすべてオクスフォード大学林学部に所属している。

但し予算は2系統になっているので雇用も2系統となっているが、海外におけるデータ収集、連邦林業研究所内での研究活動においても相互に密接な関係のもとに業務が進められている。

熱帯造林に関する研究は次に掲げるとおりである。

A. 熱帯林の遺伝子資源と植林地造成に関する研究

- ① 熱帯林木の遺伝子資源の保全
- ② 熱帯林木の原産地の探査と種子の収集
- ③ Agathis 属の研究
- ④ カリビア松のミコリザ菌(Mycorrhiza)の研究
- ⑤ 国際的な原産地試験の実施
 - ㊦ 実験計画の樹立と計画の調整
 - ㊧ データの集積と分析
- ⑥ 短伐期造林樹種の育種
- ⑦ 樹種、原産地、植栽条件による材質変化

- ⑧ 育林方法の材質への影響
- ⑨ 材の密度と強度の関係
- ⑩ クローンと立地の差による材質変化
- ⑪ 移動式木材乾燥ガマの設計
- ⑫ カリビア松造林木の材質と利用適性
- ⑬ 熱帯針葉樹造林地における林木密度と成長量の関係
- ⑭ 熱帯造林地の経営のためのシミュレーションモデルの作成

B. 熱帯林の経営に関する研究

材積調査データの収集、蓄積分析方法

以上のほか、樹種別研究論文 (*Gmelina arborea*, *Cedrela odorata*, *Pinus merkusii*, *Pinus Caribaea*, *Eucalytus Camaldulensis* etc) 及びマニュアル「熱帯産林木の樹種・産地別適性研究法」の出版を行っている。

(2) 熱帯産品研究所 (Tropical Products Institute, T P I)

熱帯産品研究所は開発途上国内の動植物資源の加工、保存、貯蔵及び市場調査に関する助言及び研究を実施する機関である。

本部をロンドンに置き研究所をオクスフォード郊外に置いている。

本研究所の設置目的は途上国からの要請に応えることであり、従って林業部門の研究においてもいたずらに先端技術を追わず、現地の受入れ態勢上最も効果的になるよう目標を絞った研究開発を進めているものである。

このような事から研究課題としては効率的な木材炭化の研究、またその際生ずる熱エネルギーの利用、さらには途上国向けの安価な住宅資材としての木毛セメント板の製造研究や小径木を利用した家具の製造等現実的な研究が熱意をもって進められている。

熱帯産品研究所の組織は第 3 - 6 表のとおりである。

本研究所の設立は 1 8 9 4 年にさか上るが 1 9 6 5 年 O D M, 所属の研究所となったものである。

1 9 7 6 年現在の職員数は 3 8 0 名であり、半数近くが、科学者、工学技師、技術者、エコノミストにより構成されている。

1 0 0 ~ 1 5 0 の研究テーマが年々とり上げられているが、その半数は途上国の要請に基づくテーマであり、残りの半数は研究者の発案になるテーマとなっている。

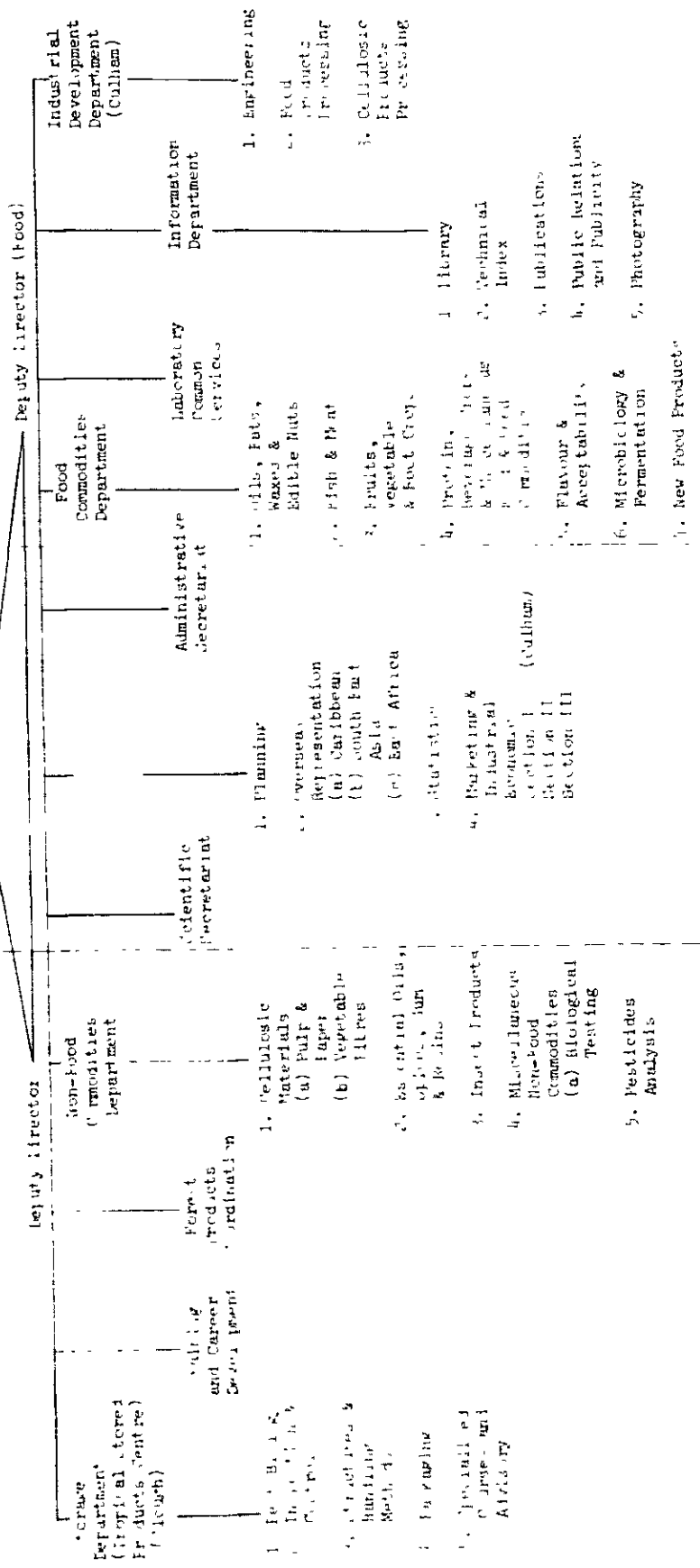
3 - 3 英国の海外援助の特徴

3 - 3 - 1) 英連邦中心の援助体制

英国の海外援助政策が英連邦いわゆるコモンウェルス中心となっていることは先述したとおりであるが、コモンウェルスを形成している諸国は次のとおりである。

第 3 - 6 表

TROPICAL PRODUCTS INSTITUTE
Director



オーストラリア (Australia), パハマ (Bahamas), ベリツ (Belize), ブル
ネイ (Brunei), カナダ (Canada), キプロス (Cyprus), フィジー* (Fiji)
ガンビア (The Gambia), ガーナ (Ghana), ガイアナ (Guyana), ホンコ
ン* (Hong kong), インド (India), ジャマイカ (Jamaica), ケニア
(Kenya), レソト (Lesotho), マラウイ (Malawi), マレーシア (Malaysia)
モーリタニア (Mauritania), ニュージーランド (New Zealand), ナイジェリア
(Nigeria), パプア・ニューギニア (Papua New Guinea), シラ・レオネ
(Sierra Leone), ソロモン (Solomon Island), タンザニア (Tanzania),
トリニダード (Trinidad), ウガンダ (Uganda), 連合王国 (United King-
dom), ザンビア (Zambia)

すなわち表3-5を見れば明らかなように英連邦諸国との2国間援助のローン+
グラントの全体に対する比率は非常に高くコモンウェルス重点の政策が読み取れる
のである。

3-3-2) 援助政策の計画化と対象国別援助政策の確立

英国の海外援助の特徴をなすものの一つに援助政策の計画化が挙げられよう。

すなわち前述の公共支出計画(中期-5カ年-財政計画)のほか、公共支出
計画を各年ごとに援助形態別(多国間、2国間及び国別)にブレイクダウンした援
助計画書(A.F.)がODMの手によって作成され、さらに関係各省(これには外
務英連邦省、大蔵省、通産省、イングランド銀行が含まれる)との協議を経て決定
される。

又一方で国別援助政策書(C.P.P.)が作成されており、これは援助計画書が
作成される場合の重要な資料となるものである。

国別援助政策書は毎年主要な援助受入国約45カ国についてODMの地域局で作
成されるが非公開資料であって内容は不明であるが以下の8節から構成されてい
ると言われている。

- (1) 援助受入国の経済情勢にかんする統計的概要—GNP, 人口, 1人当り援助量,
国際収支, 債務返済所要額, 対英貿易状況, イギリスの投資総額, IMFポジシ
ョン, 等々の過去5年間の推移と将来見通し。
- (2) 当該受入国への援助の全般的概要—歴史的背景, 政治的・商業的背景, 将来の
経済発展の動向。
- (3) 過去の開発関連活動の実績評価—開発計画とその運営, 租税・貯蓄比率, 輸出
促進努力, 援助の活用度。
- (4) 援助受入国の開発政策—今後5年間の優先施策, 主要部門別の開発可能性とそ
の見通しの評価, 制約条件。
- (5) 上記制約条件の克服に必要な援助形態の指摘と優先すべき援助形態の提案—プ
ログラム援助, プロジェクト援助, ローカルコスト援助, 投資前調査への技術協
力, マンパワー援助, その他の相対的比較。

- (6) その他諸要因—イギリスとの政治的・商業的關係。
- (7) 国際機関・その他援助供与国・イギリスからの過去5年間の援助の規模・形態—援助受入国の開発優先施策との適合性・その他援助供与国の援助プログラムの見通し・関連する政治的・商業的条件を配慮した上で、イギリスが当該諸国に対して行なうべき援助対象部門と優先すべき援助形態、援助受入国政府の債務負担能力・諸外国の供与条件・その他との関連からみたイギリスの供与条件を明示し、同時に実施中のイギリスの主要資本援助のスケジュールとフィージビリティ調査、今後5年間のプロジェクト毎のディスパースメント予想額を明らかにする。

以上の援助計画書及び国別援助政策書のほか第3の援助プログラム監督機構としてプロジェクト委員会がある。

この委員会はODM内部における一定金額以上の開発プログラム（資本援助及び技術援助）について検討を行う上級委員会である。

以上述べたように英国の海外援助は、我国の如くタテ割り政策ではなく、あくまでも援助対象国別政策がまずあってこれに立脚した援助が行われること及び公共支出計画に始まる精緻な計画に基づいてプロジェクトが決定されることが特徴として挙げられる。

3-3-3) 援助体制の一元化

英国の海外援助の体制は、大きくは援助政策の策定機関と援助実施機関の二つに分けることができる。

すなわち援助プログラムの作成はこれに要する予算をも含め海外開発省が一元的に責任を有している。

もち論、予算の大枠については大蔵省に権限があり、援助プログラム作成等については大蔵省及び外務英連邦省、通産省、イングランド銀行等と協議を必要とすることになってはいるものの政策立案の一元的体制が確立していることについては異論はないであろう。

次に援助の実施機関についてはプロジェクトの発掘・運営に当る英連邦開発公社、専門家派遣および研修生・留学生の受入れを担当するブリティッシュカウンシル、教育協力を行う海外高等教育大学間協議会、ODM直属の在外援助実施機関など20以上の機関が援助の実施に当たっているが実質的にはODMと財政的あるいは人的つながりによるコントロールが行われていると見られ機関の数は多いが全体的にまとまった援助体制になっていると言えよう。

3-3-4) 現地要望と密接した技術援助

英国における海外援助は総じて相手国側の要請を尊重しこれに応えるという基本政策に基づいているが、林業に関する技術援助機関の一つである熱帯産品研究所における研究プロジェクトについて見ても、途上国の実態を良く見極め現地に適応するむしろシンプルな技術体系の確立と、低価格で製作し得る簡易な新割機であるとか、炭焼ガマの改良研究等、我国の研究水準から見れば一見非常に低いものであ

ても途上国の発展に資するか或いは又要請に応えると言う立場で情熱をもって地味な研究開発が進められていることは注目に値することである。

3-3-5) 派遣専門家確保策

専門家の派遣についてはいわゆる「言葉の壁」がないことからしても、我国とは比較にならぬ優位性がありながらも、旧植民地時代と異なり、最近においては専門家の確保策にはかなり苦心している様子がうかがわれる。

したがって「ホーム・ベース制度」、「専門家プール制度 (Corps of Specialists)」、「ヤング・マンパワー確保策 (post-graduate studentships)」など各種政策がとられているが未だ問題点は多いようである。

現にアフリカにおいて専門家として20年以上勤務している一英国人の意見を要約すると、

- (1) 2年程度の短期雇用契約に基づいて任地に派遣されても任期満了後の身分保障がなく不安定である。
- (2) 現地専門家はODM、ブリティッシュカウンシル等の官僚的事務処理に非常に迷惑している。

具体的には、現地事務所に技術的に相談できる専門家がないこと、ODM本部では機材等について単に事務的に判断され真に必要な機材が入手できないことがあること、ODMの組織巨大化に伴い、子女の呼寄せ等専門家の要望の連絡にも時間がかかり、キメ細かな対応がなされなくなって来ていること等について指摘があった。

今後の我国の国際協力を円滑に進めて行く上で参考になることである。

3-3-6) 機材供与方式

前述した如く、ODMでは1971年以来、全ての機材調達をクラウン・エージェンツに委託しており、この方が敏速かつ確実に機材調達が可能であるといわれておりユニークな方式であると考えられる。

しかしながら前記、英国人専門家の意見にあるように機材調達について必ずしも満足しているわけでもなく、遠隔地との連絡その他現地での従事者に高度な満足を与えることは機材調達に限らず困難な問題を含んでおり、常に方法等について改善を心掛けて行くことが必要なことなのであろう。

4. 現地における林業協力の現状

4-1 カメルーン国の概要

4-1-1) 位置と地勢

カメルーンは、アフリカ大陸の大西洋海岸線が西から東に進み、ほぼ90°で急に南下する屈曲部即ちギニア湾に面した部分を国の南西海岸線としている。陸地は北に進むにしたがって狭少となり、その北端にチャド湖がある。西はナイジェリア、東はチャド、中央アフリカ、南はコンゴ、ガボン及び赤道ギニアの諸国に接している。北緯2°~13°、東経9°34'~16°15'に位置し、国土面積は475,442km²である。

カメルーンの大部分は、海拔500~700mの高原で占められ、海拔高は南から北に行くにしたがって高くなり、中央部で1500mにまで達するが、そこから北のペノウエ溪谷、チャド平原に急傾斜で下降する。西方ナイジェリアとの国境は旧火山からなる高山岳地域であり、一番高いカメルーン山は4,070mである。

4-1-2) 気 候

気候は非常に多様であるが、次の三つに大別される。

(1) 亜赤道気候帯

① 海岸地域と西部山岳地帯

降雨日数及び雨量が多いのが特徴であるが、降雨量は12月に一番少なく6月に最も多い。年間雨量は2,000~5,000ミリ、気温は22°~33°Cで年間変動が少なく、平均気温は26°C位である。(西部を除く)

② 内陸丘陵地帯(特にヤウンデ地域)

2回の乾季(11月~5月と9月)があり、気候は海岸部より涼しい。平均気温は22.5°Cで気温の変動も海岸部より大きく、年間雨量は1,500~2,000ミリである。

(2) 熱帯移行帯気候(亜赤道地への移行域)

中央部の高原地帯が主にこの気候域に属する。気温は低目で最高気温は26~28°C、最低気温は18~16°Cである。

気候は雨季と乾季に別れ、乾季は11~3月で最も雨の多い月は9月、年間雨量は1,200~1,600ミリである。

(3) スタニアン型熱帯気候帯

北部(9度線以北)がこの気候帯に属する。年間降雨日数は50日以下で、したがって年間雨量は1,000ミリ以下と他の気候帯に比べて少ない。気温は高く最高気温は40°Cにも達し、変化が大きいことがこの気候帯の特徴である。

尙主要地点の気象を第4-1表に示しておく。

第4-1表 主要地での気候

観測地	ドウアラ	クリピ	ヌ・コンダサンバ	トシエング	ヤウンデ		
気候帯	I A				I B		
標高 m	0	0	881	1,382	783		
気温	年平均 °	26.4	25.9	22.0	20.0	23.0	
	月平均	最低	22.0	22.0	17.6	12.0	18.9
		最高	31.0	31.0	28.6	27.5	29.5
	雨量	4,000	3,000	2,700	2,000	1,500	
降雨期	6月~9月	5月,9月~10月	5月,10月末	4月,10月	4月,10月		
湿度	最低%	79	82	77	68	73.8	
	最高%	87	89	89	91	82	
	量	3月	3月	2月	1月	2月	
	量	7月	9月	7月	7月	7月	

4-1-3) 社会経済一般

第二次大戦後、国連の信託統治下にあった東西カメルーンは、東カメルーンが1960年1月、ついで1961年2月西カメルーンが独立した。そしてその独立と同様に国民投票によって連邦形態をとり、統一独立国家となったが1972年5月憲法が制定され、この連邦共和国は現在の中央集権国家たるカメルーン連合共和国となった。かくしてアフリカの多くの国が独立後とかく不安定な状態にある中で、この国は独立後4選されたアビジョ大統領の下で着実な社会、経済の発展をたどりつつ農業を基礎とする産業の近代化と、社会福祉の向上が取り進められている。

更に対外政策は所謂非同盟グループの一員として開放的な政策をとって、左右何れにも片寄らず独自の立場を堅持してはいるが、各分野における旧宗主国フランスとのつながりは、他国のものと比較するとより強い現状にある。

1975年のカメルーンの全人口は約650万人で1平方km当り14.0人で、同年の増加率は21.4%とされる。この650万人の57.5%は20才以下で、25才~60才は37%に当る。

更に又都市部人口は全体の25%に当る160万人強、残りは農村部に住む490万人である。この国の人口の50%以上が西部高地と北部にあるが、西部及び西部高地はバミレケ族、キルデイ族に代表される準バンツ系の人々で最も人口の多い地域である。北部にはスーダン系の半遊牧民、山岳部には数多い部族が存在しており、婦当り人口は西部地域に比して極めて少ない。沿岸地域の婦当り人口も多くそれらはバンツ系のバッサ、ドウアラ、カカ、ファン族からなっ

いる。中南部，更に特に東部は人口もっとも稀薄な地帯で，この地帯には今尙狩獣遊牧の小人族も見られる。

人口の多い都市はドウアラ（35万），首都ヤンデ（17万），パフサン（5.5万），ピクトリア（3.2万），フォウニバン（3.8万），マロ

ア（3.1万），ガロア（3.0万）などである。25才以上の人口約240万人の中，給与生活者は23.0万人と云われ，内行政に従わる者はその約20%と云われる。この様に労働者の大部分は非貨幣部門特に農作，牧畜，非近代的水産などの分野で生活を続けている現状である。一方6～14才の人口則ち要就学者135万人中その82%の115万が初中等就学中でこれはアフリカ有数の就学状況であり，この事が一層カメルーンの将来を約束するものと考えられよう。

国内総生産は3,420億CFAフラン（1973年推定，1CFA=0.02仏フラン）である。国内総生産における一次，二次，三次産業の比は，1973-1974年においてそれぞれ35.9%，22.6%，40.7%である。1960年二次部門が11.2%であったのでその発展が理解されるが，未だ一次部門が主役を演じている。この様相は第4-1図が物語っている。

そして人口密度と関連して見ると明らかな如く，肥沃な火山灰土壌地帯での西カメルーンの農林業，北部の農水産業が盛んであり，東部，南部では自給的農業の他に一部輸出用の農林産物生産が行なわれている。この様にカメルーンでは労働力の80%以上が農業に従事し，自給並びに輸出農産物生産で国の経済発展に大きく寄与している。

第4-3表に示す如く，1968年同69年とつづいた貿易黒字は，1970年より赤字に移行し，1972年には輸出557億CFAフランと絶対額も下降し，輸入は767億CFAフラン即ち207億CFAフランの大巾赤字となった。その後の2ケ年はそれぞれ38億，97億CFAフランの黒字を示したもののオイルショックによる世界経済の影響もあり，1975年には赤字260億CFAフランとこの国史上最高の値を示すに到った。

1975年における輸出品は金額において全体の69.27%が農業未加工品であり，他が農林産加工品を含む加工品である。前者の中ではココア，及びコーヒーのみで46.57%を占め，次いで丸太が6.44%でこれに豆類，タバコ，ゴム，綿など，後者は加工コーヒー，アルミニウム，板，製材，布，水産加工品で22.05

第4-2表 1970年における行政区割別人口

州 区 分	面 積 ha	人 口	人/km ²
北 部	163,513	1,720,000	105
中 南 部	116,036	1,300,000	11.2
東 部	109,011	290,000	27
沿 岸 州	20,239	830,000	410
西 部	13,872	1,040,000	75.0
北西部，南西部	42,383	1,319,000	309
計	465,054	6,500,000	140

%を示める。次に同年の輸入品について見ると、個人消費材22.4%（内食料飲料9.5%、その他12.9%）、企業消費材25.4%、燃料及び油6.69%、半製品18.8%、資本材26.69%となっている。上記の現状から輸入の70%近くは生産材である。次に貿易の相手国の状況を第4-4表で見ると、輸出において80.6%、輸入で75.4%が欧州地域とのものであり、それらの中においてフランスはなお特殊の立場にあるが、近年この傾向は急速に変化しつつあると云えよう。

即ち1969年におけるフランスの全輸出入における位置づけは、それぞれ32.6%、50.4%であったものが、1975年には29.6%、23.9%となっている。フランスについては現在輸出についてオランダ、ソ連、西独が、輸入では西独、イタリア、アメリカなどである。

1961～65年の第1次5ヶ年計画は東カメルーン地域だけを対象としたものであって、531億8,200万CFAフランの投資を予定していた。1967～71年の第2次計画は連邦全体で1,651億7,000万CFAフランの投資を予定し、1971年6月30日に終了した。

これらに次ぐ第3次5ヶ年計画は1971年7月から76年6月迄とされ、その主要な目標は20年間で1人当り所得を倍増させる計画で、更に2,800億CFAフランの投資を予定した。うち1,445億CFAフランは、外国援助725億CFA

第4-4表 1975年におけるカメルーン国の貿易相手

億CFAフラン

相手別		輸出	輸入	BALANCE
ヨーロッパ	E E C	67.1(65.7)	91.0(71.0)	- 23.9
	東 欧	108(106)	2.2(1.7)	+ 86
	そ の 他	44(13)	34(27)	+ 10
	計	823(806)	966(75.4)	- 143
アフリカ	中部アフリカ同盟	7.9(7.7)	7.5(5.9)	+ 4
	西アフリカ同盟	1.6(1.6)	1.2(0.9)	+ 4
	そ の 他	43(42)	1.6(1.2)	+ 27
	計	138(135)	10.3(8.0)	+ 35
北米	アメリカ	2.5(2.5)	8.4(6.6)	- 5.9
	そ の 他	0.5(0.4)	3.2(2.5)	- 2.7
	計	3.0(2.9)	11.6(9.1)	- 8.6
アジア	日 本	2.3(2.3)	5.1(4.0)	- 2.8
	中 国	- (-)	1.2(0.9)	- 1.2
	そ の 他	0.6(0.6)	2.7(2.1)	- 2.1
	計	2.9(2.9)	9.0(7.0)	- 6.1
そ の 他		0.1(0.1)	0.6(0.5)	- 0.5
合 計		1021(1000)	1281(100.0)	- 260

Aフランを含む国家財政投資であり、残りの1,355億CFAフランは民間に期待された。

投資は工鉱業、及びエネルギー25.1%、保健衛生教育など22%、インフラストラクチャーの設備20%、商業とサービス15.1%、地方整備9.2%、その他88%とされた。この第3次計画の終了時に国民総生産は3,385億CFAフランを期待したが、1973年の検定で3,420億CFAフランとなり、一人当たり国民所得は約250ドルとなった。貿易は期末で83億CFAの黒字が期待されていたが、1973年の石油ショック、更にこれに引き続くスタグフレーションなどの影響をうけて、1975年末の国際収支1001百万ドルの赤字、同外収支-32.2、資本収支75.9、結局総合収支は-56.4百万ドルとなった。もっとも同年末の外貨準備高は2,950ドルであった。

これら第3次計画にもとづき1976年7月より1981年6月末までの第4次計画が策定され、実施にうつされようとしている。その概要を記しておこう。

総投資額7,252億CFAフランとし、内6,850億CFAフランは国家直接投資事業に、残りの402億CFAフランは地方投資としている。この投資に際して最も重点をおくのがインフラ並びに農林経済投資で、全投資額のそれぞれ21.6%、17.3%におよんでいる。これらに次いで動力、工業、都市計画などに対するものであって、それぞれ17.0%、10.8%、12.3%である。

投資の第二位にある農林経済投資は1,252億CFAフランに達するものであるが、その内国家直接投資の106,280百万CFAフランはその6.63%の約70,460百万CFAフランが農業に、204%の約21,680百万CFAフランが林業へ、畜産部門へ10.1%、漁業は3.2%である。更に農業部門において年生長率を大きく期待しているのは、綿花の20.9%（1974～75年の40,000 tonを125,000 ton）に、工業用パームオイル13%（同様37,900 tonを80,000 ton）に、サトーキビ26%（同様252,000 tonを1,000,000 ton）に、又木材は9.8%の生成率を望み、130万 m^3 の生産量を250万 m^3 に増大すべく計画されている。

そしてこの第4次計画の発表に当り、アビジョ大統領は限界ある自由主義
Planned Liberalism、自力更生 Self Centered development、
社会公平 Social justice、多様性内均衡 Balance の4
原則をのべているのである。

4-2 海外からの公的援助

海外よりのカメルーン国への多国間並びに二国間の援助について述べておこう。これらの援助はカメルーン国の発展につれ多様化しつつあるのがその特徴と云える。即ち近年その主要なものは、前者ではIBRD（世銀）、EDF（欧州開発基金）、EIB（欧州投資銀行）よりのものが主となり、後者即ち二国間では従来より主要なも

のであったフランス、西独と更に近年急速に拡大されてきたUSAID（アメリカ国際開発局）、カナダ等よりのものが主と云える。しかしながらこれだけに止らず、小規模且つ多くの国から援助を得ているのである。

カメルーン国に対する¹⁹⁵⁹/60年より1975年末までの上記全援助額は2,400億～2,500億CFAフランであるが、その内多国間のものは1,040億CFAフラン、次いでフランス国による色々の型のものの援助額の合計は1,100億CFAフランと云われ、その他の国々の二国間協力は合計で300億～400億CFAフランである。以下これらの内容について述べることにする。

4-2-1) 多国間援助の概要

前にもふれたが多国間援助中第三世界への援助を目的とするEDFはカメルーン国へも重要な援助を行なって来た。即ち長期に亘りクレジットを与え、第1期及び第2期分で260～270億CFAフランに及んでいる。更に1972年3月にEDFが合意した第3回目のクレジットは75億CFAフランが追加されることになり、1973年の126億を加えると総計450億CFAフランのクレジット供与となっている。これらは高速道路、農業開発や地域開発に向けられている上、近年の農村工業の発展にも寄与している。更に立遅れている病院建設にも大きく寄与するものである。

このEDFと共に多国間援助にEIBからのものがある。これは主として工業プロジェクト即ちCicam（綿花工業）、Cimencam（セメント工業）、Sosueam（砂糖工業）などへのクレジット供与を行ない、EDFの前記分と合計し1975年末520億CFAフランとなっている。

これらに次ぐ多国間援助に世銀並びにその関連のものがある。即ち世銀、第二世銀と国際金融公社との援助は1975年には18,800万\$に達している。そしてそれらはそれぞれ10,000万\$, 8,750万\$, 及び50万\$である。

世銀並びに第二世銀による1967年1月より1971年1月迄の1,870億CFAフランのクレジットとローン（前者1,070億、後者80億CFAフラン）は次の如き分野に役立つものである。

農業に38.5%, 高速道路28.3%, 社会開発に15.5%, 水関係7.5%, 鉄道7.5%, 港湾2.7%となっている。

又UNDPからの援助は1975年末で約45億CFAフランに及びこれらは一般消費財、奨学金、食料等の如き使用しやすいものへのクレジットとして供与されている。

他の多国間協力にはBAD（アフリカ開発銀行）があり、これは1975年のドゥアラ空港の改善に11億4,000万CFAフランを供与し、更にBADの子会社Sifidaは3億4,700万CFAフランを投じ、カメルーンの国債を購入、その内2億4,000万CFAフラン分をSofibel（Deng-Deng地区の木材コンビナート会社）に投入した。この他アラブのアフリカ投資基金も農業分野にクレジット供

与を行なっている。

4-2-2) 二国間援助の概要

前述の如くカメルーン国への援助の中でもっとも重要な役割を果たしているのはフランスのそれである。以下フランスを中心にその概要を述べよう。

(1) フランスの援助

1959 60年から1975年未迄の間に色々の形の援助によって1,100億CFAフラン(時価累計)を供与したが、1976年の時点で換算するとこれは1,750億CFAフランとなる。これらがすべて贈与又はローンと云うわけではなく、その52.5%は技術協力、奨学資金、教育訓練、役務供与、無償供与、設備拡充協力などの形のものである。

第4-5表はこれらの年次別資金供与量を表示したものである。これによると非換算の資金援助は総額は約532億CFAフランであり、その内53.4%はFAC(Fund for Aid and Cooperation)からの要償還補助金とクレジットであり、残りの46.6%はCCCE(Caisse Centrale de Co-operation Economique)からのローンである。

第4-5表 フランスのカメルーンへの財政援助
(1959-1975年)

100万CFAフラン

年	区分	FAC	CCCE	計
1959+60		1,894	627	2,521
1961		2,060	425	2,485
1962		1,757	558	2,315
1963		1,889	1,008	2,897
1964		1,540	964	2,504
1965		2,562	—	2,562
1966		2,156	1,737	3,893
1967		2,298	1,125	3,423
1968		1,478	2,576	4,054
1969		949	563	1,512
1970		1,487	1,885	3,372
1971		1,721	1,781	3,502
1972		1,359	2,108	3,467
1973		1,842	1,723	3,565
1974		1,803	3,616	5,419
1975		1,651	4,086	4,086
合計		28,446	24,782	53,228
1959→74計		26,795	20,696	47,481

以上はF A Cの援助を中心に述べたが、次にC C C Eよりのローンを含む、最近即ち1974年並びに1975年における分野別の援助について検討することとする。第4-7表がその詳細を示す。

第4-7表 カメルーンへの1974年、1975年のフランスの公的援助

	対象分野	1974年		1975年	
		額	%	額	%
1)	財政援助				
	FAC-補助金	1,263.2	12.30	1,650.8	14.06
	クレジット	540.0	5.26	—	—
	CCCE-ローン	3,615.0	35.22	4,085.9	34.80
	小計	5,418.2	52.78	5,736.7	48.81
2)	技術協力				
	直接	3,159.0	30.77	4,385.0	37.35
	間接	1,167.4	11.37	988.9	8.42
	ボランティア	100.0	0.98	99.5	0.83
	小計	4,426.4	43.12	5,471.4	46.60
3)	大学への援助	198.9	1.94	258.3	2.20
4)	奨学資金・訓練	179.2	1.75	221.5	1.89
5)	私的分野への投資助成	30.0	0.29	39.5	0.34
6)	文化活動	13.5	0.13	13.5	0.11
	合計	10,266.2	100.00	11,740.9	100.00

同表でフランスの全援助における財政援助は1974年並びに1975年それぞれ52.8%、48.9%である。次に上表においてFACクレジット及びCCCEよりのローンを除いた所謂補助金はフランスからの全援助額の1975年では59.5%、1974年は65.2%に当る。一方1959年から1970年迄について同様の補助金の位置づけを行うと、その平均値は71.8%とかなり大きい値を示しており、この点からするとこの種の援助は絶対値こそ増大しているものの、援助におけるその位置は逐次低下しつつある。一方第4-5表で明らかな如く近年CCCEからのローンは拡大している。財政援助のみについて考えると1975年には、CCCEのローンは同年の財政援助中71.22%にもなっている。ちなみにこの値は1959年より1965年迄では23.4%、1968年から1974年迄では57.25%と上昇している。

次に技術援助であるが、これは前記の財政援助に次ぐ位置にあり、重要視される。技術援助中その直接の援助は文化及び軍事援助が特に重要な位置を占める。

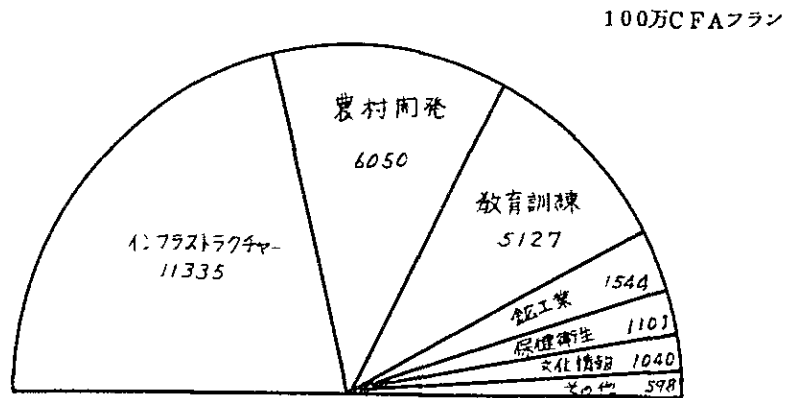
所で1959年から1974年迄のこれらフランスの援助の中で、特にFACの援助がどの分野に重点的に向けられているかを見ると、最も多額のもの即ち全体の42.3%がインフラストラクチャーに向けられ、次いで22.6%が農村開発に更に19.1%が教育訓練に向けられたのである。以上三部門でFAC援助の84%を占める。残りの16%は鉱工業分野へ5.8%、衛生社会施設関係4.1%、文化情報3.9%、一般研究分野に2.0%、その他0.2%となっている。これらとこの15年間における各分野別の額とその占める割合、更にそれぞれにつき最も多額の援助の行なわれた年、及びその額を第4-6表と第4-2図に示した。

第4-6表 FAC援助仕向け分野
(1959-1974)

100万CFAフラン

	援助分野	額	全体%	最大年次と額	
1	インフラストラクチャー	11,335	42.3	1971	1,280
2	農村開発	6,050	22.6	1967	830
3	教育訓練	5,127	19.1	1973	793.5
4	鉱工業開発	1,544	5.8	1965	332
5	保健衛生	1,101	4.1	1961	186.5
6	文化情報	1,040	3.9	1974	540
7	一般研究	549	2.0	1964	147
8	その他	49	0.2	1965	22.5
	計	26,795	100		

第4-2図 FAC援助仕向先区分図
(1959-1974)



間接技術協力はONAREST (Office National la Recherche Scientifique et Technigue) 国立科学技術研究所)の前身であったORSTOM (海外よりの科学技術研究所)及びGERDAT (熱帯農業開発及び研究グループ)等更には交通関係技術組織に対して行なわれたが、1975年においてはこれらの間接技術協力は全技術協力費の18%、フランス全協力の8.4%に止まった。

以上フランス国のカメルーン国への援助について見たが、これを要するにカメルーン援助の中でフランスは後退をしながらもまだ極めて重要な役割を果しつつある。この様な傾向の中でその主役であったFACの補助金は逐次CCCEによるローンへ、又重視されて来た技術援助ではその軍事援助並びに文化援助が重要な位置を現在占めていると共に、受入れ側のカメルーンの状態が第四次計画に移行した1976年を期にして、比較的表面に出ていた援助が、実質をとりながらカメルーンナリゼーションの育成も配慮した方向を指向するのではないかと考えられ、特に林業では個々のプロジェクトよりONARESTの如き研究機関への間接技術援助の傾向を強めるであろう。

(2) その他の国の援助

フランス国以外からのカメルーンへの二国間協力について簡単に記しておこう。

① 西 独

西独は西欧諸国の中でフランスに次ぐ協力国であり、これまで援助は165億CFAフランに及ぶ。その主なるものは鉄道、港、道路に対するものが殆んどである。又小麦粉などの食料商品援助を1971～1972年に行なった他、1964年以降開発のためのボランティアが多数活躍し、更に1964年以来150人以上のドイツ人がカメルーン国の保護の下で活躍して来た。

② ベルギー

ベルギーは技術協力を中心に協力を進めている。1970年より年間15～18人が毎年送り込まれて来た。更に1972～1973年に12名、1973～1974年22名のカメルーン学生に奨学金を与えている。又1973～1974年から5ヶ年間で2億4,000万フランを投じて農業大学の土壌学部の拡充に協力することになっている。

③ カナダ

カナダは1968年から1975年末迄に合計50億CFAフランの援助を行なっている。カナダの協力には2つの協力の仕方がある。一つは社会経済発展の重要プロジェクトに補助金を出し、他はカナダの商品購入のための資金貸付けである。

対象としては学校建設、給水施設などのインフラ部門への他、航空地形調査計画への協力などであり、1974年には紙、資本財、航空写真判読機械などのカナダからの購入に11億2,500万CFAフランを贈与している。1975

年には "Yaradouma" の森林開発のために 8 億 C F A フランのクレジットを供与している。

1975 年～1980 年の間に多くの分野に対して 14 の Project 協力を予定しているが、その全額は 175 億 C F A フランに達すると予定されている。これらの中には 20 億 C F A フランが鉄道関係に 64 億 C F A フランはドウアラ港の改築に使用されることになっている。そしてこれらのクレジット供与に当っては無利子、10 年以上の据置、40 年以上の償還が約束されているが、このようなローンは補助金に近いものとして歓迎されよう。

④ 米 国

米国はアメリカの国際開発局 (U S A I D) を通じて協力を行なうほか、米州銀行からも協力を行なっている。米州銀行が 12 億 C F A フランのクレジット開設に協力し、ヤウンデとコセリー (従来 Fort Foureau) 間のマイクロ回線その他マイクロ網の整備拡充に協力している。これらのクレジットはアメリカの機具機械の購入に当てられる。

⑤ そ の 他

以上の他、オランダは公的より私的部門への協力に重点をおき、更に宗教活動による浄財を学校建設協力資金に贈与なるなどの協力を行なっている。更にスペイン、イタリア、スイス等は教育分野への協力を行なうが、その額はどれも今迄のところ小さい。

最後にソ連であるが、12 億 C F A フランを投入して、バルマヨールの林業学校並びにドシヤングの国立農業大学の建設に協力している。

4-3 カメルーンの森林，林業

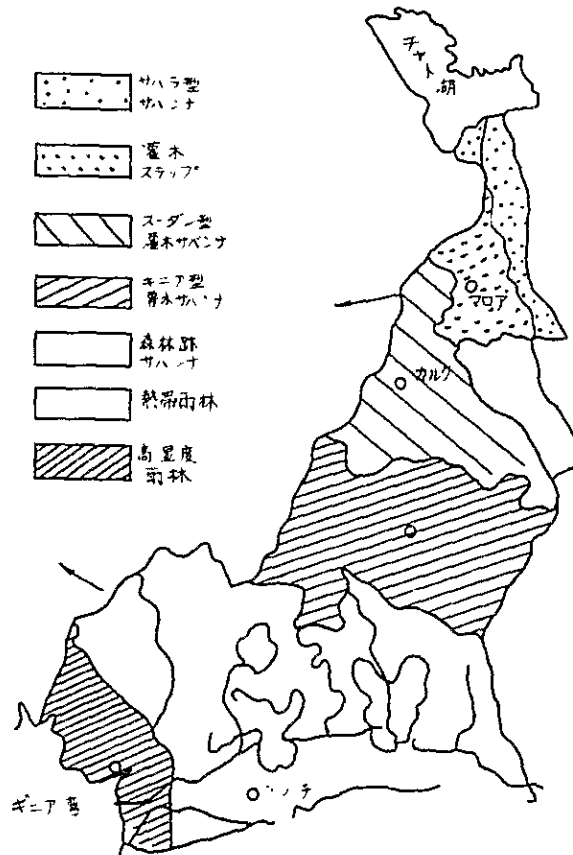
4-3-1) 森林の概況

この国の森林、特に良質の熱帯降雨林は、南北 1,200 km に及ぶ国土の中で長い間の自然と人間との強い関わり合いの結果、北から南へと追いやられたかの如く、国の南部地域に残存している。即ち国土を北部から南へ逐次たどればステップーサバンナー疎林地ーモザイク状の森林、そして熱帯雨林と移り変わるものであり、その大要は第 4-3 図に示す。

この様に国の南部にその大部分が存在するカメルーンの森林は約 2,000 万 ha と云われるが、詳細な森林調査は今後の課題とされているのである。しかし 300 万 ha の農業用地、1,750 万 ha の主として牧野である畜産用地、更に約 704 万 ha のその他社会的用地や河川、湖、未利用地などと共に国土の 4,754 万 ha を形成するとされる。森林 2,000 万 ha は国土の 42.1% に当るがその値は本来の林業用地としては硝々過大とも見られる。即ち 2,000 万 ha の中には灌木サバンナや立木度の極めて低い疎林約 150 万 ha が含まれている。

疎林の中にはこの国の西南海岸部に広く存在している水深の大なマングローブの

第4-3図 カメルーンの森林区分図



湿地が含まれているが、このマングローブは当面林業のために直接この国では役立たぬとすると、本来の森林は結局1,850万ha弱と考えられる。尙World Forest Inventoryの値を参考として第4-8表に示すが、同表値はやゝ古い値と考えられる。

以上の如き面積把握の状況下では全森林の蓄積量も全量は明らかにされ得ないが、近年その開発計画が大きな役割を果たすと考えられている東部州北部の未伐採森林であるDeng-Deng地区の森林及び中南

第4-8表 森林区分表

区 分		面積 ha
天 然 林	鬱閉度 0.2以上	1,750
	" 0.2以下	1,250
	計	3,000
	同上中マングローブ林	10
	人工林	0.7
備 考	森林調査済森林	270
	人口当り面積	

註 本表はWorld Forest Inventoryによる。(1971年)

部州Nyong 川上流Ngoko でのインベントリーの結果を記しておこう。

第4-9表 蓄積調査の例

場所	区分	対称面積 ha	林分の状態		備考
			樹種	m ³ /ha	
Ngoko (1966~67)		2,200,000	Limba + Ayous	506	いずれも胸高62cm 以上
			他の12樹種	16.7	
			上記に次ぐ16樹種	34.2	
Deng-Deng (1966)		300,000	Ayous	200	FAOによる76,000 haの精査によると 25の優良樹種のha 当り蓄積は108.9m ³
			Limba	100	
			他の9樹種	80	
			上記に次ぐ16樹種	32.0	

4-3-2) 森業の概況

この様な森林の実体も定かでないこの国では、体系ある林業行為は、FAOによって先づ森林資源調査、未利用樹種の開発、関連事業に対する技術教育、訓練などが取り進められつつあるものの、現在までは組織立った天然更新施業は勿論行なわれず、更にインフラストラクチャーの整備が遅々としている事。又木材の国内需要が少量に止まっていた事などから結局は現実的林業行為はごく一部の良木の伐採に止まり、特別の地域を除いては近年になって試験的な造林が行なわれているにすぎない。即ち森林資源の維持の最も積極的方策としての造林については、1975年の「林業・林産工業に関する調査報告書」によれば、1973年末で雨林地帯で7,000haの人工造林が存在するとされている。即ちクリビ、ママーク、ボネボウバ、バルマヨの地区で行なわれ、造林樹種としてはOkume (*Aucoumea Klaineana* Pierre), Framire (*Terminalia ivorensis*), Ayous (*Triplhiton scleroxylon*), Azobe (*Lophira alata* Banks et Gaertm.) Doussie (*Azzeria bipindensis*): などが主で、これらもCTFT (フランスの熱帯森林研究所) による試験事業の結果であり、その本格的な実行は、サバンナ地帯の森林造成と共に、熱帯降雨林地帯の組織的な資源把握を基本として地域内における農業との関係を考慮に入れての計画的な林業計画が樹立されて、始めて軌道にのるものと思われる。そしてそれらの芽生えはDeng-Deng 地区や、後述のEdea 地区などに見出す事が出来る。

次にこの国の木材需給の特徴にふれておこう。第4-10表は用材消費の状況を示したものであるが、これらから次の三点が指摘される。

第1は薪炭消費が他の途上国同様極めて多いこと。第2はこの薪炭消費に対して用材国内消費はこの国の一般住宅が木材よりも手近く人手される黄土で安価、且つ

容易に建設されるので特に製材用丸太の消費量が少く、利用される雑丸太の半量に止る。この結果豊富な森林から一部の輸出用優良材のみが伐採されるのが第3の特徴で、生産用材中30～40%が輸出されている。

第4-10図 カメルーン国における木材消費

種別 年	用材消費1000m ³		輸出用材丸太 生産用材丸太%	薪炭 1,000m ³	薪炭消費 全消費%
	国内	輸出			
1965	723	218	232	5,750	85.9
1969	664	426	390	6,250	85.1
1975	782	430	355	7,040	85.3

出 1975年FAO生産統計より

4-3-3) 林業政策と林業機構

カメルーン国大統領による1973年5月の"国家の森林体系を定める命令73号"政令によって現在の林業政策が確立された。そして、これを機に諸政策の充実、又関係機構の整理がとり進められている。第4-4図に示す如く農林省の下部組織として、森林の管理利用と野生鳥獣と環境保護を行なう二つの部を持つ林野局があり、又現実の森林計画、開発、造林の実行の責任をもつ国家林業、漁業基金がある。更に林業の試験研究は国家科学技術院(ONARFST)の下部機関、森林技術局(CNRF)が新しく設置され、特に造林などの試験を計画的にとり進めている。林業政策の重点は次の通りである。

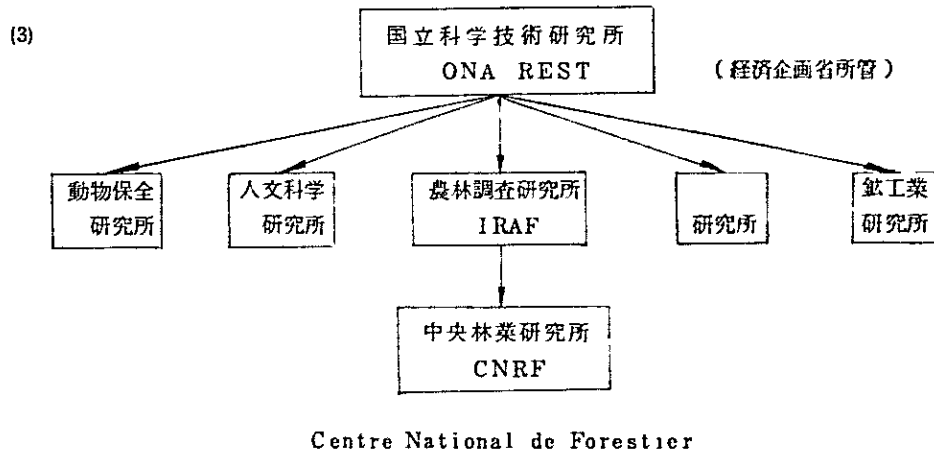
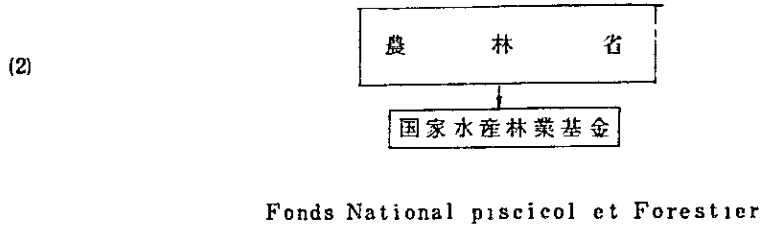
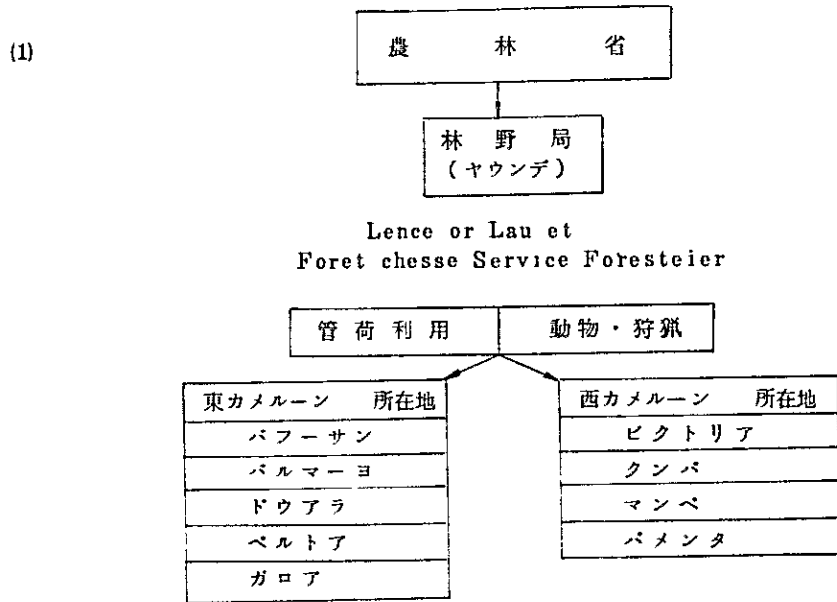
(1) 保全と合理的開発の調和

現在の林政の基本は森林保全と開発の調和をめざしている。そして保全の基本となる森林管理のためには森林の土壌、蓄積量の把握などを進めて適正な経営管理の計画を樹立することに努め、そのためそれぞれアメリカ及びカナダ等の協力を在来のFAOやUNDPの協力を追加して、特に優良森林地帯の解析を進めている。

しかもこれらの成果は優良プロジェクトとして逐次具体化されつつあり、全域約30万haの中約21万haを対象としてDeng-Deng地区のAgro-Forestry開発は、カメルーン国家投資会社(SNIC)を通じて政府が参加し、総合木材企業SOFIBEL社が設立されるし、又EDEAでは約10万haの現存森林を利用し、これを伐採その跡地に早生樹種を導入しつつ年間13万tonのパルプ生産を企図して、既にCELLUCAM企業(10%の環国の資本参加)によって工場設置も進みつつある。

農林大臣は今後の生産保証を考えて、南西部で30万haの更新地を確保する目的で森林の現況調査を行なうことにした。このために1972年7月フランス国の

第4-4図 森林関係機構



F A C から1億C F A フランの補助を獲得した。

又国有林でわづか数年で森林が伐採された沿岸部での森林の更新はかなり困難なものがあるため、国家水産林業基金 (Fonds National piscicole et Forestier) によって実行されている。

この基金はヤウンデに所在しているが、1968年に法律で設立され、1971年に一部改変された、Special Fund for Forestier and Fish Farming にとって代って1973年に設立されたカメルーンの開発と造林を取り扱う機構である。これはカメルーン人による合理的な森林開発と林地の更新を森林計画の立場から確保する任務を持っている。

(2) 林業企業への特典と義務の付与

林業企業にも国内の一般企業に対する同様な税制上の特典が与えられるが、1974年9月政府は在庫や輸出前、又は輸出に際しての木材のための特別金融、又S O C C A (Societe Comerounaise de Credit Automobile) からの資材購入のための特別措置を定めた。これと引きかえに5年期間として譲渡不可のライセンスには一定の義務を課した。即ち10,000ha ~ 251,000ha のコンセッションを得た企業者は、国家のために附与されたコンセッション2,000ha 毎に1kmの林道、又は5mの橋を新設又は改良することを義務づけられ、更に伐採搬出の林への印づけと、10,000ha 以上のコンセッション獲得者には1~2の製材工場の設置、175,000ha 以上のものには合単板工場の設置を義務づけた。そしていずれの場合でも60%以上の加工率を義務づけたのである。

更に国内加工促進のための輸出税を設け、1975年7月現在それまでF O B 価格の8%であった輸出税は評価額の10%にあげた。

その結果A Z O B E 丸太の場合15,000C F A フランが2,000C F A フランに、Bubinge は16,000C F A フランが22,000C F A フランに、Tiama は8,000C F A フランが20,000C F A フランとなった。これらの基本には次の如きカメルーン化の事情があることを指摘しておかなければならない。即ち法律73号及びその関係政令はカメルーン化の一貫とし、更に開発を1976年からの三ヶ年計画で軌道に乗せようとする関係者の動きとして受取るべきであろう。

即ち、カメルーンは独立以来の外資導入を基とする工業化政策から近年民族系資本企業の発展のために何らかの外資企業への制限を各分野で加え始めることを政府も明らかにするに到っている。具体的には100%外資の進出は原則としては認めないとの方針を明らかにし、外資と民族資本の合併を進め、重要基幹産業分野における政府の資本参加比率をより高めようとしている。更に現在外資系企業の幹部の半数は外国人であり、カメルーン人の経営者及び上級技術者は民族系企業を含めてもそれぞれ14.5%、26%余なので、これらの点でのカメルーン人の比率の向上に大統領自身大変な力の人れ様であり、特に新規企業の設立に当たっての外国人幹部の雇用には厳しい制限を加えるに到っている。

(3) 第四次発展計画における林業並びに林産業

第四次発展計画において林業の分野では主として次の諸策を行なう事で、木材生産量を年250万 m^3 とすることに目標が定められている。

- ① 用途の少ない樹種の利用促進
- ② 東部並びに南東部森林の開発促進
- ③ 全国的な木材加工工業の振興
- ④ 林業作業におけるカメルーン人の増加とその地位の一層の向上
- ⑤ 特に家具や建築資材製造のための木工場の普及

更に前述のE D E Aの総合企業CELLUCAMのため特にパルプ材供給を可能にする造林努力を重視し、この分野への投資は第4-11表の通り林業への5ヶ年投資全額21,640百万フランの75.1%を割当てている。そしてこれに対しては主として民間よりの投資が期待されている。

第4-11表 第4次経済計画における投資計画

100万CFAフラン

対 称	金 額	対 称	金 額	対 称	金 額
パルプ造林	16,280	北部の総合造林	500	国家森林調査	200
熱帯林	1,000	森林区分	400	木材生産使節団	100
ナバナ造材	1,000	森林調査	400	国立動物センター	100
森林開発	500	電柱防腐	400	薬用植物センター	100
デンデン南東開発	500	林業計画拡大	200		21,680

上記の中森林調査の分野は10億CFAフランで3件であり、パルプ造林を除く造林では30億中20億がサバナ地区へのものである。電柱防腐工場はNgaouudreとBafoussanに出来るが、ここでは50,000本が処理され、カメルーン並びに隣国での用途に供せられる。

木材加工工業については、Deng-Deng地区の開発と関連するBELABOのソオヒベル(SOFIBEL)が随一のもので45億CFAが投ぜられる。この他MBALMAYOでの床板、角材、集成材、扉、壁板製造総合企業のSINTR-ABOIS-CAMEROUNとFCAMPLACAGEにそれぞれ8.2億、7.65億CFAが投ぜられることとなっている。

4-4 林業における援助受入れの態様

これ迄述べた如く、カメルーンのエ業は近年に於て組織並びに事業そのものもようやく軌道に乗るに到ったと云えよう。これらの過程でカメルーンは二国間並びに多国間の援助を受けて来た事についても随所でふれたが、近年とくに多国間それもFAO、UNDPからの技術資金援助が増加傾向にある。即ち過去の海外からの援助は殆んど

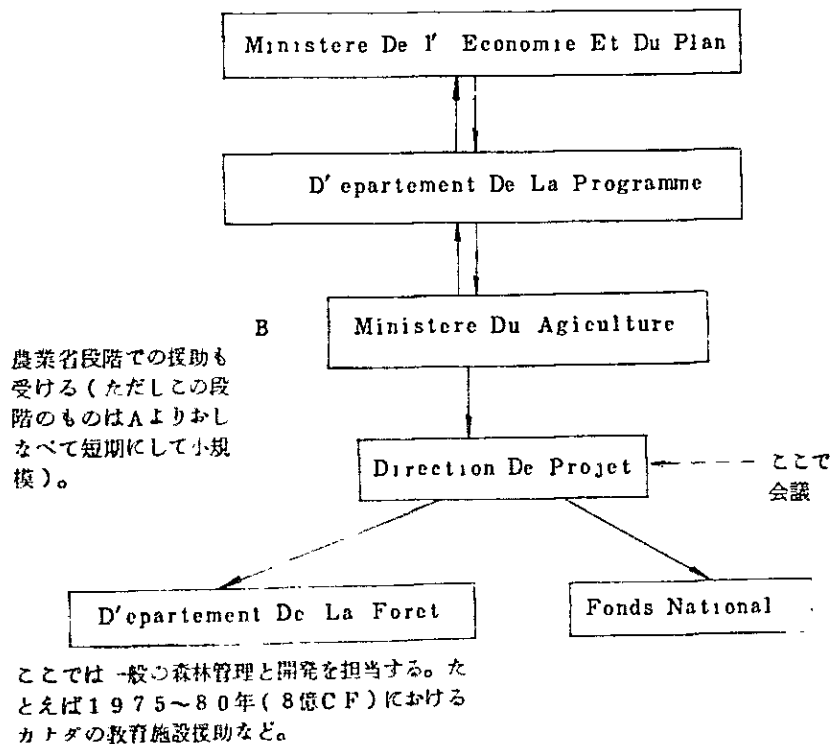
がフランスの技術協力であり、しかもそれは豊富な森林資源を有してはいるが、将来に引継ぐべきものは大部分が熱帯降雨林である故に、現在はONARESTにその機能が引継がれたフランスのCTFTによる造林技術協力が主体であったと云える。今やその協力の結果はカメルーンにはかけがえのない重要成果となり、今回現地調査を行なったマンゴンベのパルプ企業導入の為の跡地造林プロジェクトもまさにCTFTの技術協力故であったと云える。

この調査の時点で今後考えられているものは、BELABOに近く開設される大学の講師をフランスから送りこむことが唯一のものとされているが、既述の林業の現状、他の分野におけるカメルーン国とフランス国の関係、多くは仏語を用いるこの国から故、たとえONARESTへの技術協力関係組織の変化があったにせよ、熱帯林業に関する多くの経験を有するフランス国からの協力は、この国にとって依然として貴重なものとして継承されるものと考えられる。

そこでここではカメルーンの2国間援助（林業）の決定並びに受入れ機能に限定して述べておこり。

林業に関してもその年次計画等の最高決定権限は第4-5図に示す如く、経済計画

第4-5図 カメルーンにおける2国間援助
（林業の）の決定機構



大臣にある。この下に計画局がある。農林業に関する長、短期の年次計画も農林省原案はこの経済計画局が調整査定の上決定するのである。

もっとも林業についての海外よりの援助も短期、或は小規模のプロジェクトなどについての援助（第4-5図のB）は農林省段階で決定されるものもあると云う。

決定された林業の援助についてはDirection de Projetで林業関係内部の調整が行なわれた上、そのプロジェクトの実施はFonds National Piscicool et Forestierで行なわれている。

4-5 マンゴンベ試験林の現況と今後

この調査における現地調査はドウアラの東南約80kmにあるマンゴンベ試験林を対象として行なった。この試験地は10万~15万haのエディア森林保存区の中に、かつてのCTFTの技術協力により設定されたものである。

4-5-1) 試験林設定の意義と設定までの経過

1960年代における多くのアフリカ諸国の独立に続く、それらの国の近代化特にその経済基盤の確立にはそれぞれの国の事情によりいくつかの課題をかかえているが、カメルーンにおいても、独立以来数多くの課題の中で、紙、パルプ産業の確立は極めて重要なものの一つであったことを指摘せねばならない。

勿論パルプ工業導入に当っては、将来に到るまでの資源対策が考えられねばならぬ事は当然であり、更に目的とする紙パルプの質の確保には資源の現況、再生産の見通しが充分予め適切な現地について具体的に樹立される必要がある。

カメルーンではその適切な対象として今回調査のマンゴンベが1966年頃より本格的に取上げられた。

CTFTとSEDESは相互協力の下で、1968/1969年改めて10万haのこの天然保存区の中に1.12%の標準地により蓄積の推計調査を行なった。その結果次の勧告を行った。

- 1) 現在この地域には利用可能な材種は400 m^3 /haあると見込まれるので、年20万tonのパルプ生産により工場は20年間操業可能。
- 2) 発見された342樹種中40種が分類記録された。
- 3) 5科に属する18樹種でha当り140 m^3 あり、これは利用可能材種の約35%にあたる。
- 4) 20年後の原材料確保の為直ちに造林試験を開始する必要がある。

4-5-2) 造林試験の概要

マンゴンベの10万haに現存する蓄積によってパルプ工業誘致の可能性が確認されたことに引続き、伐採後の造林に関する現地試験として、CTFTにより1964年先づ土壌調査が行なわれ、引きついで苗畑技術の確立を含めて造林樹種の選択、造林法などの造林試験が開始されたのである。その内容次の通り。

(1) 地形土壌調査

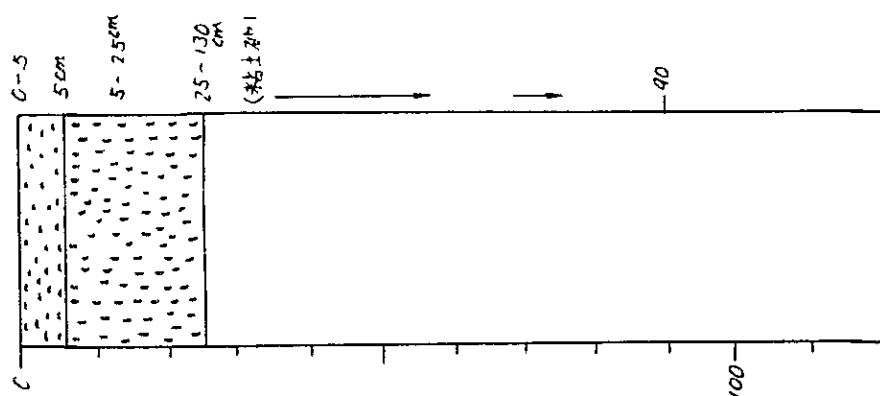
土壤調査は地形のかんさつ並びに土壤の概況把握をもとに、この10万haの林分の中の約314haを対象として行なわれている。

報告書によると、この試験地の地形は小河川によって一部侵蝕をうけている上、全般的に過去わずかな伐採が入った様相を呈した湿性林に覆われている。土壤は明瞭に三つのタイプに区分される。即ち第一は台地を占める非常に粘土分の多い部分で、侵蝕を受けてはいるが、土は深く粗大な成分はない薄茶色土壤(Sols beiges)、第二は川につづく高台への傾斜部にみられるもので、ラテライト又は石英質の小砂利、時としては分解された岩石塊が混じる土壤で、小砂利混り土壤(Sols granillonnairer)と呼称されるもの。

第三は沢及びその両側に見られる小砂利を混じ、雨期浸水することのある水分の多い水成土壤(Sols hydromorphes)である。全地域でこの三つのタイプの占める比率はそれぞれ60:30:10である。

以上の結果から第一の(Sols beiges)が最も優良のものと判断され、この土壤の部分に試験地が設定された。そこで(Sols beiges)の内容についてやや詳しく述べておこう。断面については第4-6図の通りであるが特性は次の通りである。イ) PHは4で深さによって変化が少ない。ロ) 構造は地表を除き粘土分40%の粘土質土壤。地表は粘土の割合が1/2に減少する。地層中にB層を欠く、地表の粘土は流水により側面に運ばれ泥土は殆んどない。微粒砂と粗粒砂が同じ位あり小石の部分も殆んどない。ハ) 透水性は地表から深くなるにつれ減少し良い性質をもつものと判断される。断面を浸透する時間は約24時間、有益な水は土壤中によく行き渡っている。ニ) 断面上部における有機物はha当り80ton、2.8%である。従ってこのタイプの有機物含有量は高いと云えよう。ha当りの窒素含有量は1.17%、3.5ton適量である。ホ) 置換塩基総量は2mgで当量で弱い。この事は多雨状態においては正常で強度の不飽和状態である。事実 S/T は $2/8.4 \sim 2.5\%$ でこの土壤は不飽和である。カリウムを除いて土壤

第4-6図 Sols baigasの断面



中の保有量はかなり乏しい。全塩基は置換塩基と殆んど異らない。カリウムは変化し難い形（白色雲母）で存在していると考えられる。

上部層の燐はヘクタール当り18 ton, 0.6%である。1mの深さにおける土壌中の窒素はha 当り1.0 kg にすぎない。

これはユーカリ一本が数年間で吸収する。

(2) 造林試験

樹種：主要な対象樹種としては次の如きものである。

1966	—	Bamboo (Bambusa Arundnacea)	10 ha
1968/69	—	Okume (Aucoumes Klaineana)	25 ha
"	—	Bamboo (Bambusa Vulganis)	25 ha
1968	—	Kadam (Anthocephalus Cadamba)	10 ha
1969/70	—	Gmelina (Gmelina arborea)	30 ha
1971/72	—	Eucaliptus (Eucalyptus deglepta)	25 ha

が、更にNiangon, Frake, Ilomba, Eucalyptus, grandis, 同 Urophylla, 同 plotyphylla, Doussies, Araucaria, Mortoto また更に Pinus caribea, Pinus elliottii などの試植も行なわれている。

造林法：リユクリュー法 (La methode du Recru) 及び帯状皆伐法 (Grands Layons)

苗畑：苗畑ではその土壌とその肥料養分との関係、カリビアマツに対する殺菌剤の撒布試験、ポット苗養成法など。

(3) 試験の経過と今後

主要樹種の造林成績は5年～10年経過後の現在良好である。Eucalyptus deglepta 又更に Eucalyptus urophylla も極めてよい成長を示す。又 bamboo の成績もよく松類では特に Pinus Caribea の6年生が充分将来に期待をいだかせる。尙この様な成長経過をふまえ、現在機械による地拵が始まり大面積造林が開始され始めている。トラクタによる地拵で1ha 20人で地拵植栽を行なったと云う。問題は下草の生長が極めてよく2～3年前の植栽地でかなりの

が繁茂し、今後の手入れ費がかなりになる事、労力との関係で手入れが出来る事が心配される所も見受けられた。パルプ工場へ原料を供給する為この試験結果をふまえての今後の一斉造林がどの様になるか、今後の課題は多いであろう。

特に現在の試験地内でも地形の変化は多く、造林地の成績は同一樹種でも必ずしも一様でない事から10万haの事業造林の成果には多少の心配があり、今回事業化にふみきった事に対しCTFTの幹部は危惧している事を付け加えておく。

5. FAOによる林業協力の実態

FAOの1977年総会は11月12日から3週間にわたって開催されたが、我々のFAO訪問は、イギリス、フランス及びカメルーンの調査日程の都合でちょうどこれにぶつかることになった。このため、事前のアポイントメントが全くとれないまま本部を訪れることになったが、林業局のProject Operation Officer 渡辺 桂氏の尽力で、極く短時間ではあったが林業局の主要メンバーと会談する機会が得られた。

FAOの最近の活動状況あるいは業務計画等については「Programme of Work and Budget for 1978-79」及び「Review of Field Programmes 1976-77」等で詳細に報告されているので、これらについては重複を避け、FAOが行っている林業分野の協力に関して今回の会談で話題になった主要点について概略を紹介することとする。

5-1 近年の援助要請の特徴と林業開発

この25年間にFAOの構成メンバーは145カ国に増えたが、その大半は発展途上国である。このため、現在のFAOの業務の95%は発展途上国に対する援助に関したのようになっており、しかも発展途上国からの援助要請は年々増える一方である。この増大する需要に応えるためには、FAO等を通じたマルチの協力体制を更に強化する必要があることはもちろんだが、日本のように豊富な資金と高度な技術を有する先進国がより積極的にバイの協力を促進しなければならない。さもなければ、南北間の技術格差、所得格差は級数的に拡大することになるであろう。

援助要請の最近の傾向の特徴は農林業、牧畜、漁業を核とした地域総合開発に関するものが増えてきていることである。発展途上国は、先進諸国との格差を縮める為に早急に自国の工業化を進めたいという希望をもっている。しかし、一口に工業化といっても、それを進めるには、社会基盤、食糧確保、教育・普及その他の面であまりにも多くの問題をかかえている。これらの問題解決をすべて先進国の援助に仰ぐとすれば、自主的發展が阻害される恐れも多分にある。開発を進めるにあたっては、まず基礎的な条件を逐次整備していくことが必要であるとの認識が高まる中で、今後農村の地域総合開発の要請はますます多くなっていくであろう。

林業に関していえば、林業単独のプロジェクトというのは少ない。林業だけで地域開発を担うのは困難であり、地域開発の一環として農業と一体化して進められることが多い。こういう場合の林業は地域住民の生活に直接役立つということで大いに意義がある。造林や保育・管理は森林の造成と同時に安定した雇用機会を造成する。森林はまた農業用水等の確保や流域保全の面でも大いに役立つ。新たに開発が始められる地域においては、燃料の確保も重要な課題となるが、林業は（木炭製造も含めて）薪炭材需要を十分に満たしてくれる。さらにまた、小規模な製材工場や木工場は雇用機会の増大に役立つと同時に住民の住宅資材や日用品の供給にも貢献してくれる。そし

て、長期的には、造成された森林は大きな木材資源として各種工業用材の供給源になるであろう。

地域開発の中での林業はこういう点で大きな意義をもつ。FAOとしてもこういう認識に立って、1979年には農業、林業合同の世界農林業開発会議を持ちたいと考えている。

5-2 FAOの役割と協力のあり方

発展途上国からの開発援助要請は増大する一方である。FAOの第一の機能は、援助に関して先進国と発展途上国との情報をつなぎ、双方の条件が一致すればそれを結びつけることである。その方法としては、発展途上国からFAOに出された援助要請を適当と思われる先進国につなぐ場合とFAOと特定の先進国とで定期的に会合をもちその中でどういふ援助をやっていくかを決めていく場合とがある。後者の方法をとっている国は現在、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド及びデンマークの4カ国で、このほうが迅速かつ効果的に援助が進められる場合が多い。

日本の最近の海外援助に対する姿勢はFAOとしても高く評価しているところであるが、FAOの機能をもっと効果的に活用すべきである。プロジェクト・ファイディング、援助の方法あるいは援助を進めるにあたっての問題点等に関してFAOは大いにアドバイスできるであろう。FAOとJICAとが直接情報を交換し合うのもよいであろう。

5-3 林業協力の特殊性

増大する発展途上国からの援助要請に対し、先進国は極力これに答えていかなければならない。しかし、例えば林業でいえば、援助国は主に温帯地域にあり、また被援助国は主として熱帯地方に集中しているということから、自然条件も異なり、当然、林業技術も質的に異なる部分が多い。従って、技術援助にしても、技術の開発・移転には多くの時間と困難をともなうのが普通である。このようなことから開発・移転した技術をさらに効果的に普及させるために、発展途上国の中で中核となるような国を育成し、その国のエキスパートを媒介として後発の発展途上国に技術を普及させるという方法を取り入れることも必要であろう。熱帯地域で先進国の技術によって開発された技術が熱帯地域のエキスパートによって実用的に改良され、他の熱帯地域に普及されることになれば、援助の効果は一層高まるであろう。

FAOの林業技術協力分野における年間予算(Regular Budget)は'77年1,600万USドル、'78年(見込み)2,100万USドルで、全体予算の僅か10%程度である。林業の分野において、日本がマルチの援助をさらに促進するとともに、FAOの機構をより積極的に活用することを期待している。

6. 団 長 所 見

今回の調査で訪問した先進援助国である英国，フランスは長い途上国援助の経験を有しているため，調査の中で我が国の援助のあり方を考えるうえで示唆をうけるところが大きかった。調査を終えるにあたって，それらのことを整理しておくこととする。

6-1 援 助 政 策

第一に注目するのが，援助政策が分野別でなく，対象国ごとの横わりに立案されていることである。すでに述べたように英国においては援助対象国別にカントリーレポートがまとめられ，各分野の援助は国ごとに調整，総合化されるとともに，対象国の経済情勢，開発政策，過去の援助の効果等が分析され援助国の外交戦略が加味されて国ごとに援助条件が弾力的に運用されている。英連邦諸国への援助が集中していることなどは，その結果の戦略の表れであると考えられる。またフランスにおいても，海外フランス領，旧植民地国に援助が集中していることが特徴となっている。

このように海外援助の横わり調整をはかることは，国の外交戦略の中ではっきり援助を位置かけ効果的配分をはかることができ，また，同一対象国に対しても各分野の援助が効果的に機能できる保証となっている。

6-2 援 助 組 織

第二の注目点は，以上述べたことと密接に関連して，これらの国においては援助に関係する行政組織が一本化ないし横わり化していることである。英国においては海外開発省 (Ministry of Overseas Development = OPM) が援助政策の立案から実施までをほぼ一元的に行っている。一方フランスにおいては海外協力省 (Ministere de la Cooperation)，海外圏領土省 (Ministere des Departements et des Territoires d' Outre-mer)，経済大蔵省 (Ministere de l' Economie et des Finances) などいくつかの省が援助を担当しているが，おおよそ援助対象地域ごとの分担となっている。このよう前述した援助の横わり総合化といった⁴⁾ 想が援助担当組織機構の上でも生かされていると言える。

6-3 援 助 内 容

第三点目は，援助の内容が対象国の実際にありように研究されていることである。

対象国側の申し出にもとづいて援助が行われるという形式がとられているのはもちろんであるが，援助の内味についても例えば先進国の先端技術をそのまま移転するのではなく，発展途上国が現在かかえている問題を解決するための技術開発をはかるという技術援助がなされている。我々が調査の対象とした林業協力の分野でも，先進国においてはすでに過去のものとなった木材の燃料用利用について，薪炭生産工程に関する技術開発が一つのテーマとしてとりあげられているのが注目された。

6-4 専門家群の形成と派遣体制

技術援助は、カウンターパートの受け入れ研修という形をとる場合もあるが、主として専門家の対象国への派遣によって行われる。そのため、技術援助をする能力は、途上国が直面している技術的課題についてとりくむ専門家群の形成、移転する手段としての専門家派遣の円滑化の2つにかかっている。

まず前者について、英仏両国の林業分野の技術援助を例にとってみると、フランスには熱帯技術センター（Centre Technigue Forester Tropical = CTFT）、英国には英連邦林業研究所（Commonwealth Forestry Institute ; CFI）など長い伝統を持ち世界的に有名な海外林業に関する研究機関を持っており、その中で幅広い専門家群が形成され、林業関係の海外技術援助の核となっている。

また、後者の専門家派遣の円滑化については、いろいろと問題をかかえているようであるが、派遣専門家の身分保障、新卒林業技術者のプロジェクト現場での現地研修制度などの努力がなされている。

6-5 被援助国の動向

最後に、先進国林業協力の実態を多角的に明らかにするために被援助国の実態調査を行うこととし、英仏両国と長い植民地時代からかかわりあいの深いアフリカ大陸の諸国の中からカメルーン国を選んで現地調査を行った。そして予知された通り開発途上諸国におけるナショナリズムの高まりは、この国でも明らかに察知され、既往の諸制度も急速に変化し始めており、専らフランスに傾斜して来た林業分野の技術協力も改めて見直され、援助国の多様化、被援助分野の拡大などが指向されている。この様なすう勢の中で過去の協力結果がどの様に現実の林業に活かされ、又新しい動きがどのように発展するかなどを我々が見極めることは、我が国の今後の国際協力の方向づけに寄与すること大きいと考えられる。

